

大 気

I 大気環境の現況

1 大気環境の概況

本市の大気環境は、いくつかの人為的な要因と自然要因の影響を受けています。

人為的な要因としては、市内を横断する国道 1 号、東名高速道路、新東名高速道路を中心とした自動車の排気ガスが第一にあげられます。自動車の排気ガスに含まれる汚染物質としては、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素といったものが代表的です。

また、国内市場シェアの約半分を誇るトイレットペーパー生産をはじめとした紙製造業、自動車関連の部品製造業、有機溶剤を扱う製造業など、市内に多数の工場・事業場があります。これらの製造過程から排出される汚染物質には、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質（SPM）、揮発性有機化合物（VOC）などがあり、各々の製造過程から発生する汚染物質の量は限られていますが、工場・事業場が一定の地域に集中していることから、排出抑制などを行わない場合、他の地域よりも汚染物質の濃度が上がりやすい傾向にあります。

このほか、自然要因として、海拔 0m の駿河湾から 3,000m 級の単独峰である富士山までを有する、本市特有の気象条件があげられます。夏の海陸風による南風や、秋から冬にかけての西風傾向など、季節により風向が一定となりやすく、また、風速も冬の季節風は強風となる傾向にあります。

これらの要因が互いに影響し合い、本市の大気環境を構成しています。

（1）一般環境大気測定局（一般局）

二酸化硫黄については、早くから排出規制の強化や燃料の低硫黄化対策などが講じられ、昭和 53 年度には環境基準を達成しました。以後、環境濃度の低減が続き、昭和 55 年度以降は、年平均値は横ばいか微減が続く状況にあります（図-2）。

二酸化窒素については、二酸化硫黄と同様、昭和 50 年代より工場などの固定発生源に対し排出規制や指導の強化を行いました。しかし、市内産業の好調や交通網の整備も影響し、環境基準は達成しているものの、

横ばいから微増の状況が続きました。その後、平成 13 年の自動車 NO_x・PM 法の施行を契機として、大型自動車をはじめとした移動発生源の窒素酸化物・粒子状物質の排出抑制対策が進んだことから、以降は年平均値の減少傾向が続いています（図-3）。

浮遊粒子状物質（SPM）についても二酸化窒素に近い推移ですが、平成 2 年にスパイクタイヤ粉じん防止法が施行されるなど、市内を走行する自動車についての環境対策が二酸化窒素よりも早い段階で始まったことや、本市においては工場・事業場の協力により、ばいじん発生量が極めて少ない燃料である都市ガス化が進んだことなどから、減少傾向はより強くなってい



測定局の内部（測定器と記録計）

ます（図-4）。

光化学オキシダントについては、年平均値の推移として、横ばいまたは微増傾向となっています（図-5）。全国的に環境基準の達成が困難な汚染物質（達成率1%未満）であり、本市においても、全ての測定局で未達成となっていますが、高濃度時に発令される光化学オキシダント注意報（警報・重大緊急警報）については、平成29年5月の注意報を最後に、発令がない状況が続いています（表-9）。

（2）自動車排出ガス測定局（自排局）

昭和62年10月より、国道1号宮島地先（自排宮島）と田子浦伝法線蓼原地先（自排塔の木）の2ヶ所に、自動車排出ガスの監視を主な目的とした測定局を設け、以降継続して測定を行っています。

自排宮島局は、国道1号早川交差点付近に設置しています。同交差点は、通行量が増加した際に渋滞が発生しやすい場所であり、市内でもっとも自動車排気ガス影響の強いと考えられる場所のひとつです。



自排局の外観（宮島）

自排塔の木局は、県道塔の木交差点付近に設置しています。同交差点は、国道1号から新東名高速道路や東名高速道路への接続路を構成する市道田子浦伝法線と、富士を横断し、富士川橋を經由し静岡方面へ接続する県道396号富士由比線（旧国道1号）の交差点であり、自排宮島局と同様に、市内でもっとも自動車排気ガス影響の強いと考えられる場所のひとつです。

経年の傾向について、自動車排出ガス測定局の代表的な測定項目である二酸化窒素について着目すると、平成20年度の自排宮島局の環境基準適合状況未達成を最後として、平成21年度以降は両局とも環境基準を達成し、さらに減少傾向が続いています。（図-15）。この要因としては、大型車への規制として平成15年に始まった東京都環境確保条例などにより、首都圏域へ往来する大型車の環境対策が進み排気ガスによる環境負荷が大きく軽減されたこと、省エネ法に基づく自動車燃費基準の強化が続けられ、小型車を含めて低環境負荷車（エコカー）の普及が進んだことがあげられます。

2 大気環境測定監視体制

本市における大気環境の測定は、昭和42年8月から4ヶ月間、厚生省（現：厚生労働省）の委託で静岡県が実施した硫黄酸化物と降下ばいじんの実態調査から始まりました。翌43年8月からは7ヶ所での溶液導電率法（自動測定機）での二酸化硫黄、19ヶ所での二酸化鉛法による硫黄酸化物、6ヶ所でのデボジットゲージによる降下ばいじんの定期測定を開始しました。

昭和45年10月には、測定局と市庁舎を繋ぎ常時監視を行うテレメータシステムを導入し、自動測定器のデータをいつでも確認できるようになりました。また、昭和62年度には移動排出源（自動車）による影響評価のため、自動車排出ガス測定局を2ヶ所に設置しています。

現在の監視体制は、平成19年度に実施した「環境大気汚染監視測定局適正配置に関する調査」結果を参考に、平成22年度より測定局の再配置を行ったことによります。各排出源からの汚染物質質量

の減少や立地の変化などを踏まえ、富士南小測定局を廃止、旧富士川町役場測定局（市局）を富士川第一中学校測定局（県局）に統合するなど、費用対効果を踏まえ効率化を図りました。

その後、平成 25 年度に中日本高速道路（株）より南松野測定局の移譲を受け、一般環境大気測定局（市局）として運用を開始しています。

また、テレメータシステムについては、設備の老朽化による障害の発生を防ぐため定期的な更新を行っており、近年では、令和元年 11 月に 7 度目となる更新を行っています。

常時監視以外のモニタリング調査については、有害大気汚染物質（優先取組物質）について、県が鷹岡地区（鷹岡小学校）で実施している VOC モニタリング調査の補完を目的として、市独自の調査を行っています。令和 5 年度は、大淵中学校（VOC・重金属 21 項目）と鷹岡小学校（重金属 10 項目）を対象に実施し、測定結果が環境基準や指針値を満たしていることを確認しました。

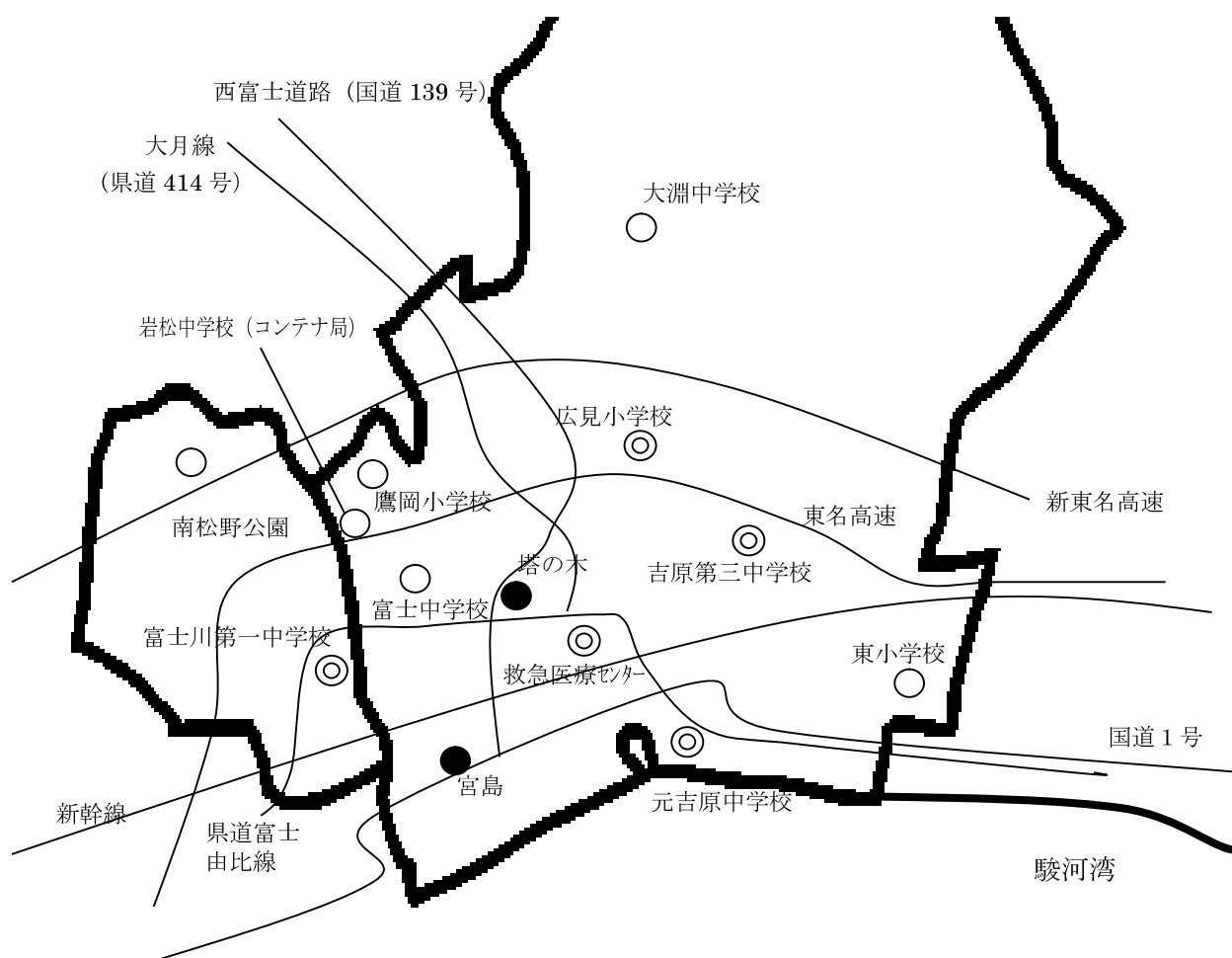


図-1 大気環境監視測定局配置図

- ◎ 一般環境大気測定局（県有局）
- 一般環境大気測定局（市局）
- 自動車排出ガス測定局

表-1 大気環境監視体制 (R6.3.31時点)

局番	測定項目 測定局 (用途地域)	所在地	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質PM _{2.5}	光化学オキシダント	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	放射線収支量	テレメータ接続	備考 (測定局の種別等)
1	救急医療センター (工業)	津田217-2	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S43年
2	吉原第三中学校 (第1種住居)	比奈2126	□	○	◎		◎			◎			◎	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S43年
3	広見小学校 (第1種中高層)	広見本町1-1		◎	◎		◎			◎			◎	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S45年 ※1
4	元吉原中学校 (第1種住居)	鈴川中町28-1	□	◎	◎		◎			◎		◎	◎	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S43年
5	鷹岡小学校 (第1種住居)	久沢2-3-1		○		○	○			○			○	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S43年 ※2
6	大淵中学校 (市街化調整)	大淵2920	○	○		○	○			○	○		○	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S43年
7	富士中学校 (第2種中高層)	中島320-1	○	○			○			○			○	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S43年
8	東小学校 (市街化調整)	西船津220		○		○	○			○			○	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：H4年
9	富士川第一中学校 (第1種住居)	岩淵855-3	○	○		◎	◎			◎			◎	一般環境大気測定局 (固定局) 設置：S44年
10	南松野公園 (第2種中高層)	南松野1476		○			○	□	□	○			○	一般環境大気測定局 (固定局) 移管：H25年※3
11	自排塔の木 (近隣商業)	蓼原28-11地先		○			○	○	○	○			○	自動車排出ガス測定局 (主な移動排出源：県道富士 由比線、市道田子浦伝法線) 設置：S62年
12	自排宮島 (準住居)	宮島1425-3地先		○			○	○	○	○			○	自動車排出ガス測定局 (主な移動排出源：国道1号) 設置：S62年
13	岩松中学校 (第2種中高層)	松岡2353-1地先	○	○			○			○			○	一般環境大気測定局(扱) (コンテナ移動局) 運用開始：S61年

(注) ◎：県有機器 ○市有機器(測定中) □市有機器(停止中)

※1 H26年に現所在地に移設。以前は旧青少年センター(現在地より約50m北西)に位置。

※2 H22年に現所在地に移設。以前は旧鷹岡まちづくりセンター(現在地より約300m西北西)に位置。

※3 H25年に市に移管。以前は中日本高速道路(株)が環境影響評価のため使用していた。

3 大気環境に係る環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、代表的な大気汚染物質については、表-2 のとおり環境基準が定められています。

また、有害大気汚染物質については表-3 のとおり環境基準が定められています。

表-2 大気環境に係る環境基準とその評価

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。 ※昭和 48 年告示	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.04 ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 ※昭和 53 年告示	—	1 日平均値の年間 98% 値が 0.06 ppm を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。 ※昭和 48 年告示	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	1 日平均値の年間 2% 除外値が 10 ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg / m ³ 以下であること。 ※昭和 48 年告示	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg / m ³ 以下であること。	1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.10mg / m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg / m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学 オキシダント (O ₃)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。 ※昭和 48 年告示	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg / m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg / m ³ 以下であること。 ※平成 21 年告示	年間における 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの（1 日平均値の年間 98% 値）が 35 μg / m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 μg / m ³ 以下であること。

（注 1）1 日平均値は 1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象外。

（注 2）年間の測定時間数が 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）に満たない測定局は、長期的評価において評価の対象外。

表-3 有害大気汚染物質の環境基準（平成 9 年告示）

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
基準値	0.003mg / m ³ (=3 μg / m ³)	0.13mg / m ³ (=130 μg / m ³)	0.2mg / m ³ (=200 μg / m ³)	0.15mg / m ³ (=150 μg / m ³)

4 一般環境大気測定局（一般局）の大気環境の状況

（１）二酸化硫黄

表-4 二酸化硫黄：SO₂

局番	項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	超過日連続の有無	長期的評価により日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の長期的評価の適否
		日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm		日	適○ 否×
1	救急医療センター	353	8430	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	無	0	○
6	大淵中学校	363	8672	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	0	○
7	富士中学校	362	8667	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	0	○
9	富士川第一中学校	363	8669	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	0	○
13	移動局（青葉台）	84	2035	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	－	－
13	移動局（岩松中）	237	5744	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	－	－

※局番13の移動局は、令和5年7月に移設したため、分割して表記。なお、有効測定日数が250日未満のため、環境基準の判定はできない。

（２）窒素酸化物

表-5 二酸化窒素：NO₂

局番	項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04～0.06ppmの日数とその割合		日平均値の98%値	98%評価で日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の適否
		日	時間	ppm	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	適○ 否×
1	救急医療センター	308	7384	0.012	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	○
2	吉原第三中学校	360	8611	0.009	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	○
3	広見小学校	365	8697	0.008	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	○
4	元吉原中学校	365	8711	0.007	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	○
5	鷹岡小学校	363	8673	0.008	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0	○
6	大淵中学校	363	8671	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	○
7	富士中学校	363	8672	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	○
8	東小学校	357	8561	0.008	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	○
9	富士川第一中学校	363	8682	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	○
10	南松野公園	363	8677	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0	○
13	移動局（青葉台）	84	2030	0.008	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	－	－
13	移動局（岩松中）	240	5714	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	－	－

※局番13の移動局は、令和5年7月に移設したため、分割して表記。なお、有効測定日数が250日未満のため、環境基準の判定はできない。

表-6 一酸化窒素：NO

局番	項目 測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98% 値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
1	救急医療センター	308	7384	0.003	0.057	0.008
2	吉原第三中学校	360	8611	0.002	0.029	0.005
3	広見小学校	365	8697	0.001	0.035	0.003
4	元吉原中学校	365	8711	0.001	0.064	0.005
5	鷹岡小学校	363	8673	0.001	0.024	0.003
6	大淵中学校	363	8671	0.001	0.130	0.002
7	富士中学校	363	8672	0.001	0.014	0.002
8	東小学校	357	8561	0.002	0.049	0.010
9	富士川第一中学校	363	8682	0.001	0.020	0.005
10	南松野公園	363	8677	0.001	0.037	0.003
13	移動局（青葉台）	84	2030	0.000	0.016	0.002
13	移動局（岩松中）	240	5714	0.001	0.028	0.003

※局番13の移動局は、令和5年7月に移設したため、分割して表記。

表-7 窒素酸化物：NO_x

局番	項目 測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の年 間98% 値	年平均 値 NO ₂ /NO _x
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
1	救急医療センター	308	7384	0.014	0.086	0.025	81.4
2	吉原第三中学校	360	8611	0.011	0.051	0.020	82.7
3	広見小学校	365	8697	0.009	0.063	0.018	91.1
4	元吉原中学校	365	8711	0.008	0.094	0.018	83.4
5	鷹岡小学校	363	8673	0.009	0.055	0.018	87.5
6	大淵中学校	363	8671	0.006	0.208	0.011	84.8
7	富士中学校	363	8672	0.006	0.034	0.012	91.0
8	東小学校	357	8561	0.011	0.066	0.025	77.0
9	富士川第一中学校	363	8682	0.007	0.033	0.014	81.0
10	南松野公園	363	8677	0.005	0.050	0.012	86.4
13	移動局（青葉台）	84	2030	0.008	0.029	0.013	95.6
13	移動局（岩松中）	240	5714	0.006	0.054	0.013	90.7

※局番13の移動局は、令和5年7月に移設したため、分割して表記。

(3) 光化学オキシダント

表-8 光化学オキシダント:Ox

局番	項目 測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年 間平均値	1時間値が 0.06ppmを 超えた日数 と時間数		1時間値が 0.12ppmを 超えた日数 と時間数		1時間値 の 最高値	日最高 値の 年平均 値	環境基準 の適否
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	適○ 否×
1	救急医療センター	356	5258	0.031	39	155	0	0	0.091	0.043	×
5	鷹岡小学校	361	5385	0.033	52	228	0	0	0.090	0.046	×
6	大淵中学校	366	5434	0.035	73	350	0	0	0.097	0.049	×
8	東小学校	366	5459	0.032	74	346	0	0	0.101	0.048	×
9	富士川第一中学校	365	5430	0.032	51	202	0	0	0.094	0.045	×

表-9 光化学オキシダント緊急時発令状況

項目 年度	富士地区・庵原地区		県内	
	緊急時発令状況	人体被害 届出人数	注意報発令延 べ日数	人体被害 届出人数
H17	なし	0	0	0
H18	注意報2回(6/24、7/27)	1	9	3
H19	注意報3回(5/9、7/27、8/21)	0	7	204
H20	注意報1回(9/12)	0	2	3
H21	注意報1回(5/20)	0	2	21
H22	注意報1回(8/17)	0	3	0
H23	注意報1回(7/6 富士地区のみ)	0	1	0
H24	なし	0	1	0
H25	なし	0	2	0
H26	なし	0	1	0
H27	なし	0	0	0
H28	なし	0	1	0
H29	注意報1回(5/12)	2	1	2
H30	なし	0	1	0
R 1	なし	0	1	0
R 2	なし	0	0	0
R 3	なし	0	2	0
R 4	なし	0	0	0
R 5	なし	0	0	0

※県内の「人体被害届出数」は後日、身元確認ができたもの。

※富士地区は旧富士市の区域、庵原地区は旧富士川町の区域が属する。

表-10 光化学オキシダント緊急時に該当する事態

注意報	1 時間値が 0.12ppm 以上で気象条件からその状態が継続すると認められるとき。
警報	1 時間値が 0.24ppm 以上で気象条件からその状態が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	1 時間値が 0.40ppm 以上で気象条件からその状態が継続すると認められるとき。

※警報・重大緊急警報の発令は、現在の基準となった平成 12 年度以降、富士市を含む静岡県内で発令された記録なし。

(4) 浮遊粒子状物質

表-11 浮遊粒子状物質:SPM

局番	項目 測定局	有効測定 日数	測定 時間	年平均 値	1 時間値が 0.2 mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値 が 0.1 mg/m ³ を超 えた日数と その割合		1 時間 値の最 高値	日平 均値 の 2% 除外 値	超 過 日 連 続 の 有 無	長期的評価 による日平 均値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日数	環境 基準 の長 期的 評価 の 適否
		日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³		日	適○ 否×
1	救急医療センター	354	8508	0.013	0	0.0	0	0.0	0.055	0.032	無	0	○
2	吉原第三中学校	362	8692	0.010	0	0.0	0	0.0	0.068	0.034	無	0	○
3	広見小学校	366	8771	0.013	0	0.0	0	0.0	0.085	0.034	無	0	○
4	元吉原中学校	364	8707	0.013	0	0.0	0	0.0	0.161	0.038	無	0	○
5	鷹岡小学校	361	8701	0.019	0	0.0	0	0.0	0.088	0.042	無	0	○
6	大淵中学校	363	8726	0.011	0	0.0	0	0.0	0.053	0.029	無	0	○
7	富士中学校	363	8715	0.011	0	0.0	0	0.0	0.064	0.029	無	0	○
8	東小学校	363	8717	0.012	0	0.0	0	0.0	0.071	0.029	無	0	○
9	富士川第一中学校	363	8720	0.013	0	0.0	0	0.0	0.082	0.040	無	0	○
10	南松野公園	362	8686	0.009	0	0.0	0	0.0	0.071	0.027	無	0	○
13	移動局（青葉台）	83	2029	0.013	0	0.0	0	0.0	0.052	0.027	無	－	－
13	移動局（岩松中）	239	5792	0.008	0	0.0	0	0.0	0.060	0.022	無	－	－

※局番 13 の移動局は、令和 5 年 7 月に移設したため、分割して表記。なお、有効測定日数が 250 日未満のため、環境基準の判定はできない。

(5) 微小粒子状物質

表-12 微小粒子状物質:PM2.5

局番	項目 測定局	有効測定 日数	年平均 値	日平均値の 98%値	日平均値が 35 μg/m ³ を 超えた日数 とその割合		環境基準 の適否
		日	μg/m ³	μg/m ³	日	%	適○否×
1	救急医療センター	346	51	19.9	0	0.0	○
2	吉原第三中学校	361	43	20.8	0	0.0	○
3	広見小学校	358	43	18.9	0	0.0	○
4	元吉原中学校	359	72	21.6	0	0.0	○

※微小粒子状物質 PM2.5 は、すべて県による測定となる。

(6) 非メタン炭化水素等

表-13 非メタン炭化水素等

局 番	測定局	項目 測定項目	測定 時間	年平 均値	6～9 時における測定				3 時間値が 0.20ppmC を 超えた 日数と その割合		3 時間が 0.31ppmC を 超えた 日数と その割合	
					平 均 値	日 数	3 時 間値 の最 高値	3 時 間値 の最 低値				
			時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
1	救急医療 センター	非メタン炭化水素	8392	0.11	0.11	339	0.55	0.01	18	5.3	9	2.7
		メタン	8392	1.98	1.99	339	2.13	1.85				
		全炭化水素	8392	2.10	2.10	339	2.65	1.90				

※光化学オキシダントの生成防止のため大気中炭化水素濃度の指針（昭和 51 年 8 月 31 日中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

※南松野公園については、令和 4 年 6 月より測定停止としているため、記載していない。

(7) 一酸化炭素

一酸化炭素（CO）については、南松野公園測定局を令和 4 年 10 月より測定停止としているため、令和 5 年度の一般環境大気測定局（一般局）の測定結果なし。

5 一般環境大気測定局における経年変化（年平均値・全体） ※現存する一般局の平均値（南松野公園、移動局を除く）

図-2 二酸化硫黄の経年変化

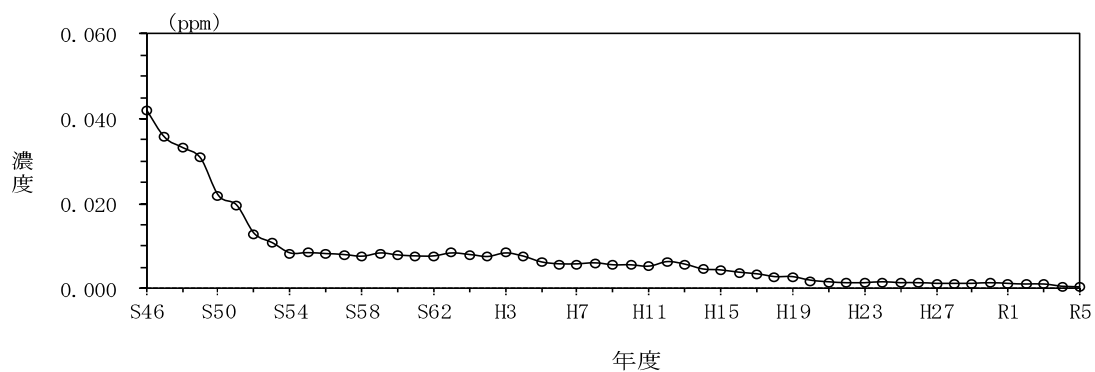


図-3 二酸化窒素の経年変化

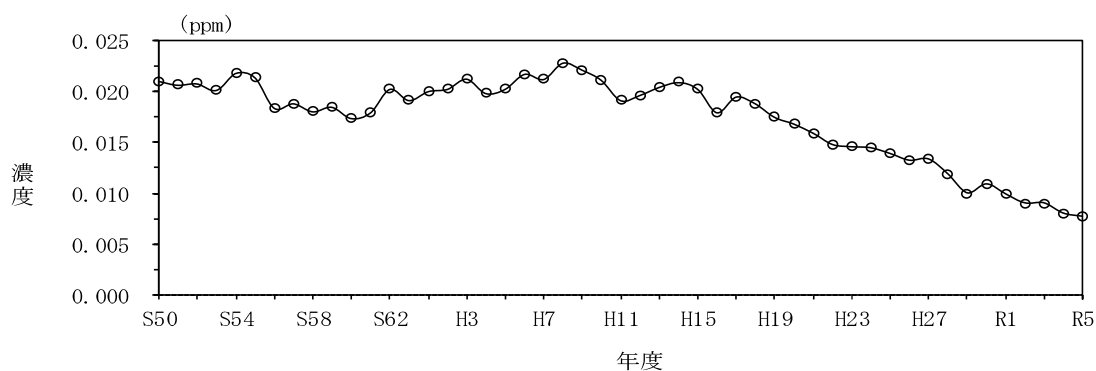


図-4 浮遊粒子状物質の経年変化

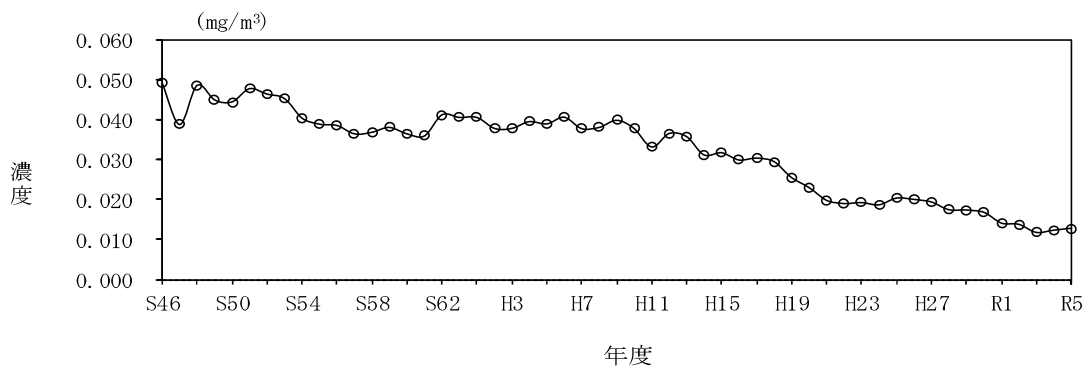
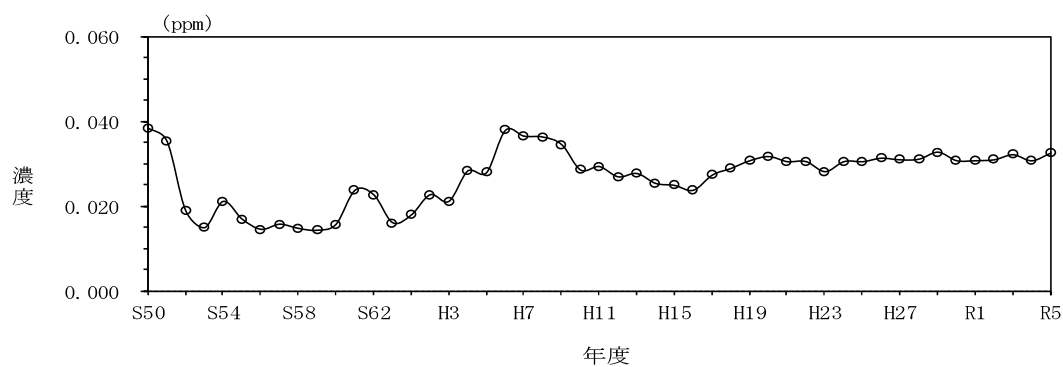


図-5 光化学オキシダントの経年変化



6 一般環境大気測定局における経年変化（年平均値・局ごと）

図-6 救急医療センター経年変化

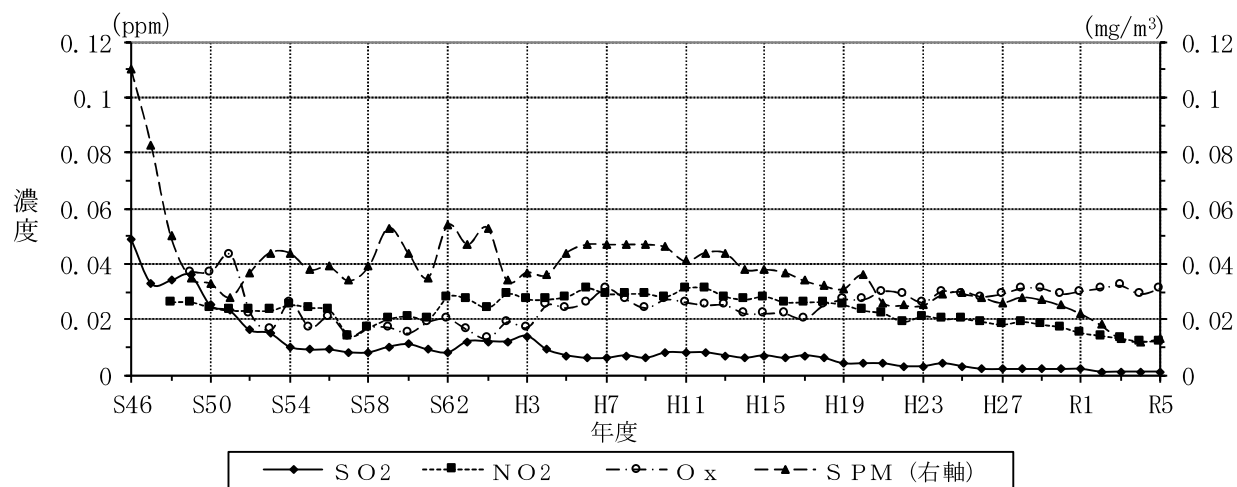


図-7 吉原第三中学校経年変化

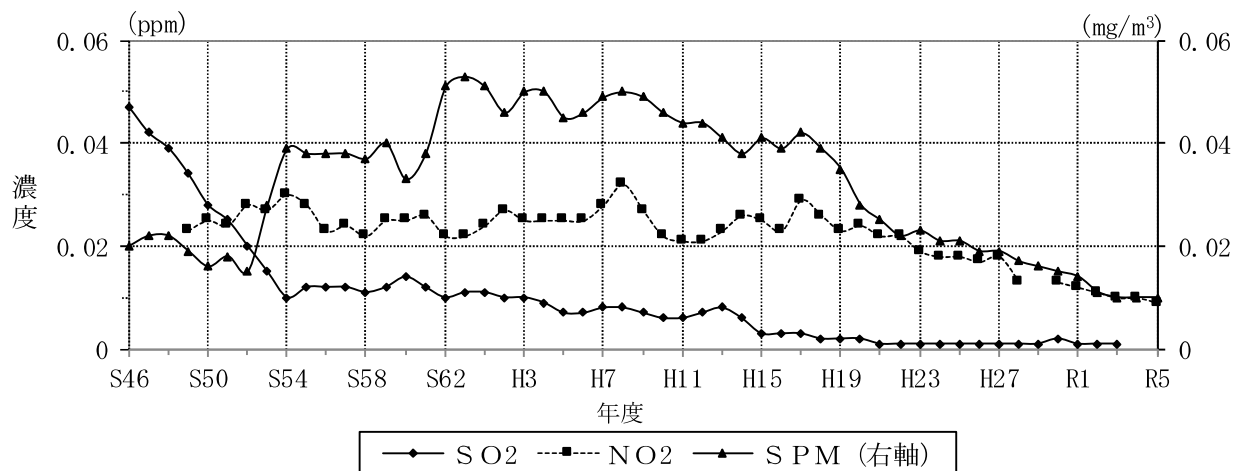


図-8 広見小学校経年変化

※移設のため、平成 25 年度以前は旧青少年センターにおける測定データ

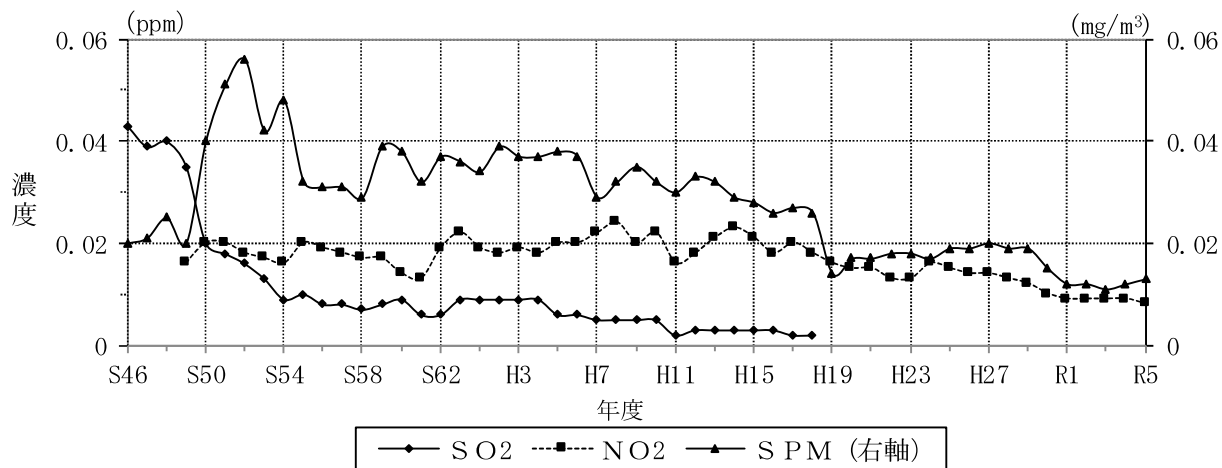


図-9 元吉原中学校経年変化

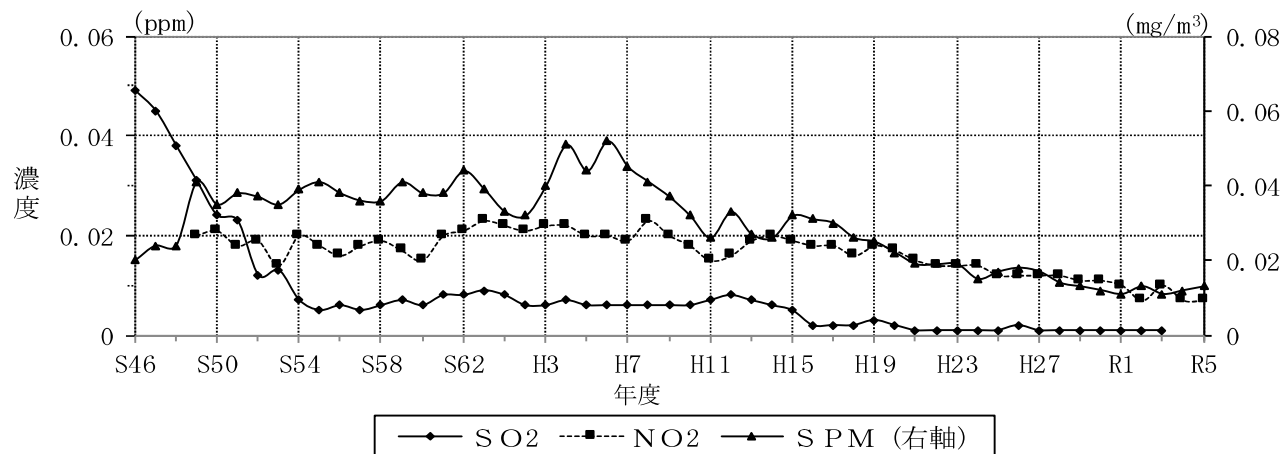


図-10 鷹岡小学校（鷹岡まちづくりセンター）経年変化

※移設のため、平成 21 年度以前は旧鷹岡まちづくりセンターにおける測定データ

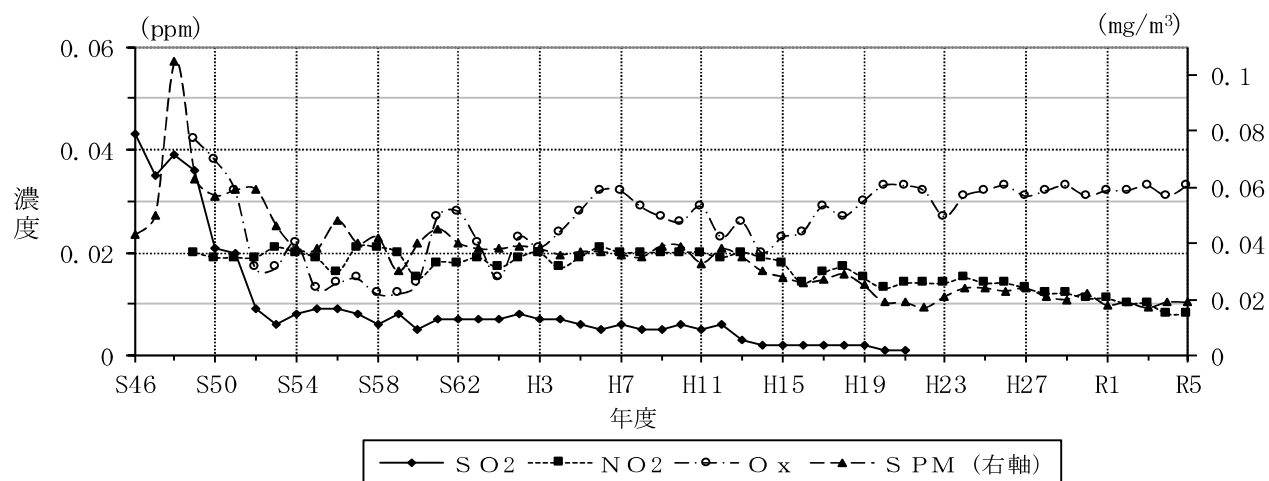


図-11 大淵中学校経年変化

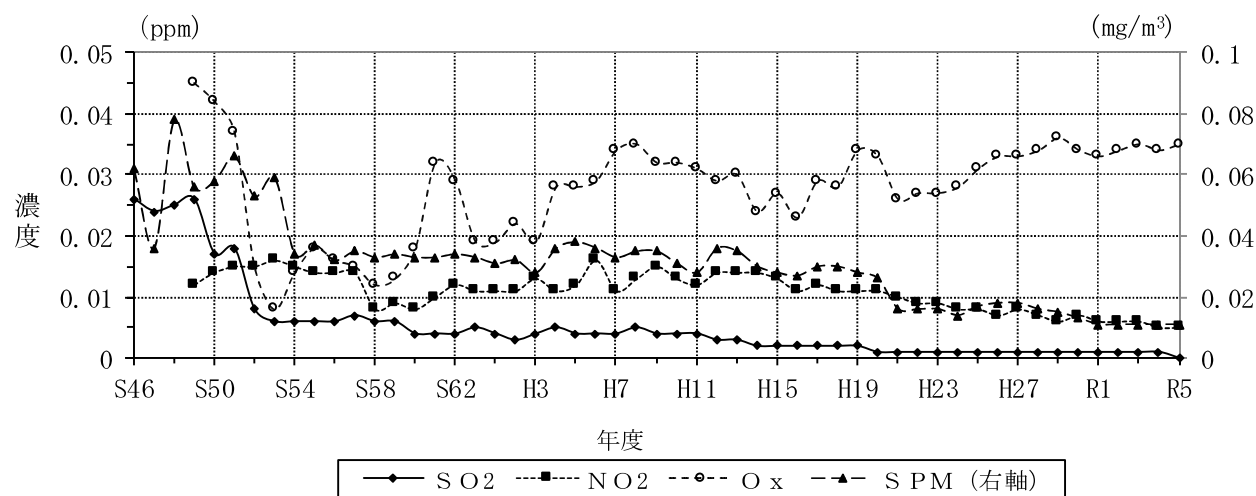


図-12 富士中学校経年変化

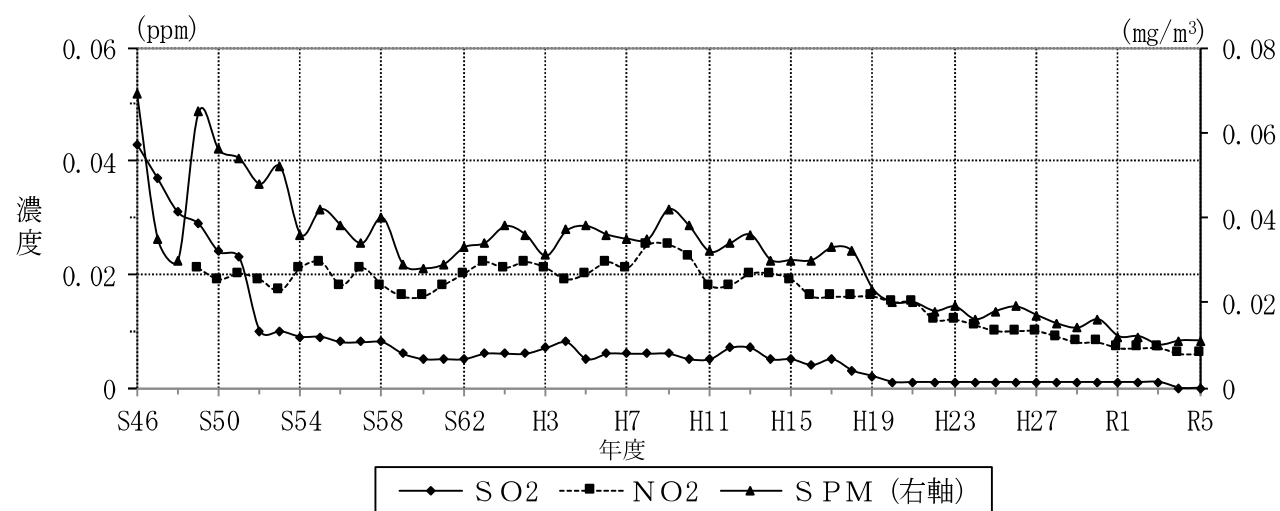


図-13 東小学校経年変化

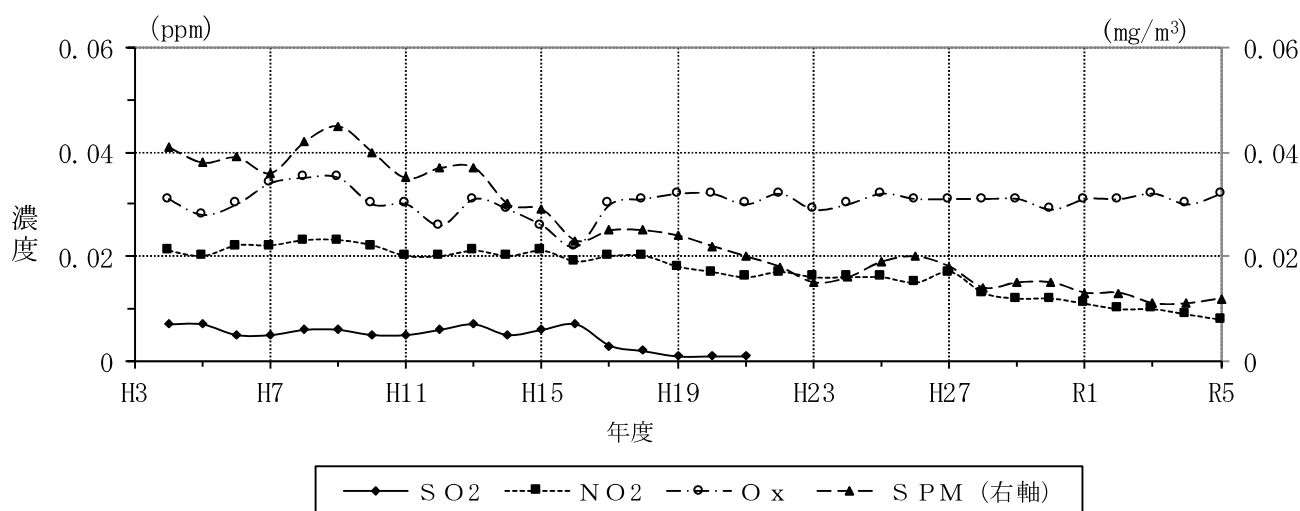
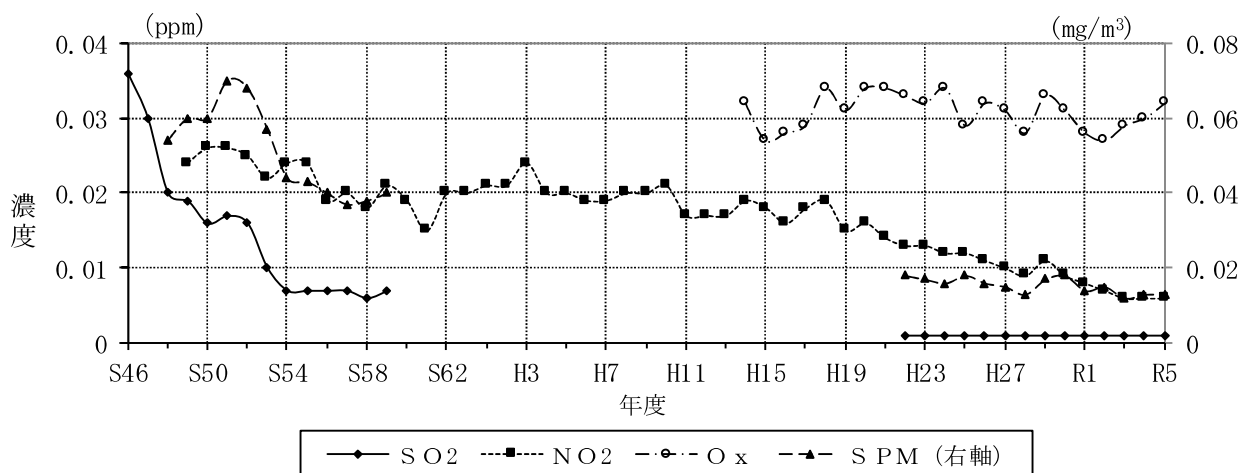


図-14 富士川第一中学校経年変化



7 自動車排出ガス測定局（自排局）の大気環境の状況

(1) 窒素酸化物

表-14 二酸化窒素：NO₂

局番	項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 越えた時間 数とその割 合		日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数とその 割合		日平均値が 0.04～ 0.06ppm の日数と その割合		日平均 値の 98% 値	98% 評価 で日 平均 値が 0.06 ppm を超 えた 日数	環境 基準 の 適否
		日	時間	ppm	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	適○ 否×
11	自排塔の木	363	8676	0.012	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	○
12	自排宮島	362	8651	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○

図-15 二酸化窒素経年変化(年平均値)

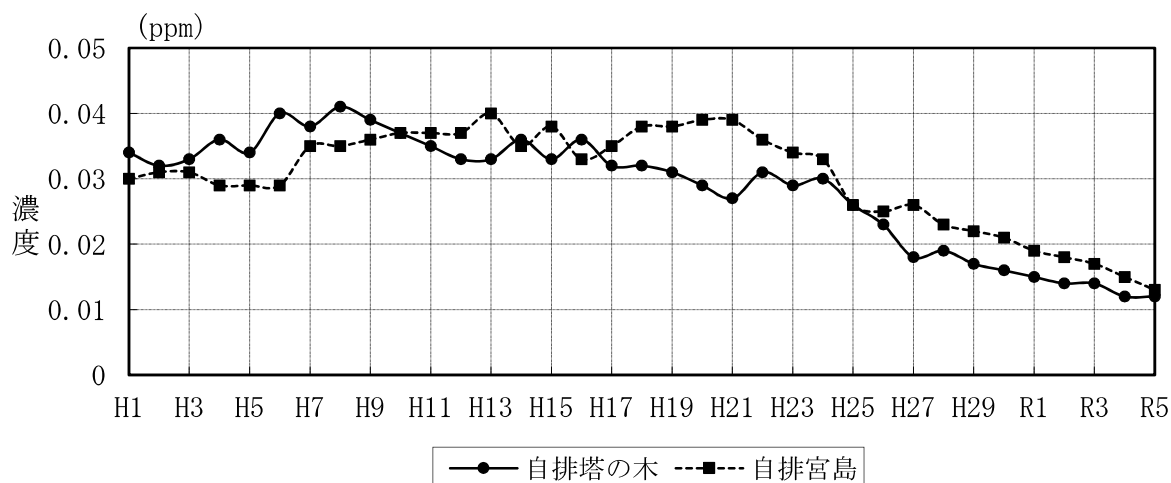


表-15 一酸化窒素：NO

局番	項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
11	自排塔の木	363	8676	0.011	0.091	0.022
12	自排宮島	362	8651	0.012	0.087	0.024

表-16 窒素酸化物: NO_x

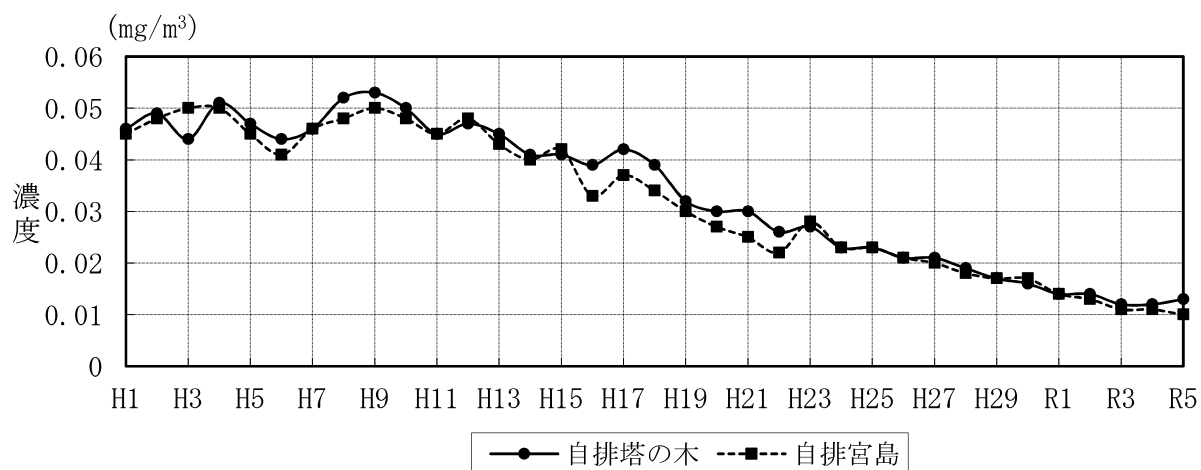
局番	項目 測定局	有効測定 日数	測定 時間	年 平均 値	1 時間値 の最高値	日平均値の 年間 98% 値	年平均値 NO ₂ /NO _x
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
11	自排塔の木	363	8676	0.022	0.129	0.040	52.9
12	自排宮島	362	8651	0.024	0.126	0.046	51.9

(2) 浮遊粒子状物質

表-17 浮遊粒子状物質: SPM

局番	項目 測定局	有効測定 日数	測定 時間	年平均 値	1 時間値が 0.2 mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値 が 0.1 mg/m ³ を 超えた日数 とその割 合		1 時間 値の最 高値	日平均 値の 2% 除 外値	超過日 連続の 有無	長期的評価 による日平 均値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日数	環境基準の長 期的評価の 適否
		日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³		日	適○ 否×
11	自排塔の木	362	8697	0.013	0	0.0	0	0.0	0.108	0.039	無	0	○
12	自排宮島	362	8696	0.010	0	0.0	0	0.0	0.076	0.032	無	0	○

図-16 浮遊粒子状物質経年変化(年平均値)

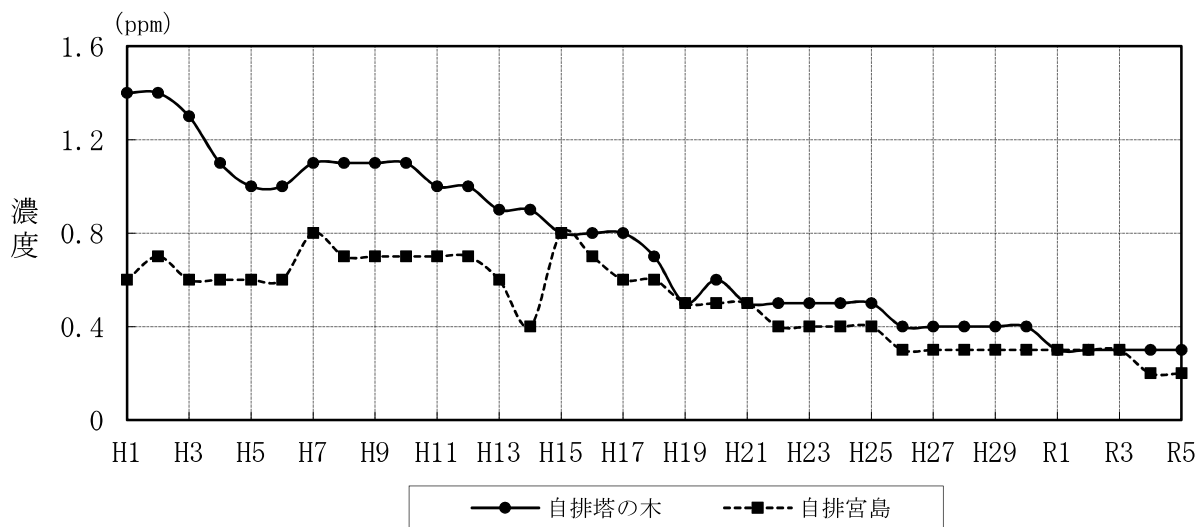


(3) 一酸化炭素

表-18 一酸化炭素:CO

局番	項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	超過日連続の有無	長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の適否
		日	時間	ppm	回	%	時間	%	日	%	ppm	ppm		日	適○ 否×
11	自排塔の木	360	8634	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.0	0.4	無	0	○
12	自排宮島	364	8690	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.3	無	0	○

図-17 一酸化炭素経年変化(年平均値)



(4) 非メタン炭化水素等

表-19 非メタン炭化水素:NMHC

局番	項目 測定局	測定時間	年平均値	6～9 時における測定				3 時間値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		3 時間値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
				平均値	日数	3 時間値の最高値	3 時間値の最低値	日	%	日	%
11	自排塔の木	8687	0.12	0.12	365	0.59	0.02	23	6.3	4	1.1
12	自排宮島	8651	0.12	0.10	361	0.68	0.01	15	4.2	6	1.7

※光化学オキシダントの生成防止のため大気中炭化水素濃度の指針(昭和51年8月31日付中央公害対策審議会答申) 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

図-18 非メタン炭化水素経年変化(年平均値)

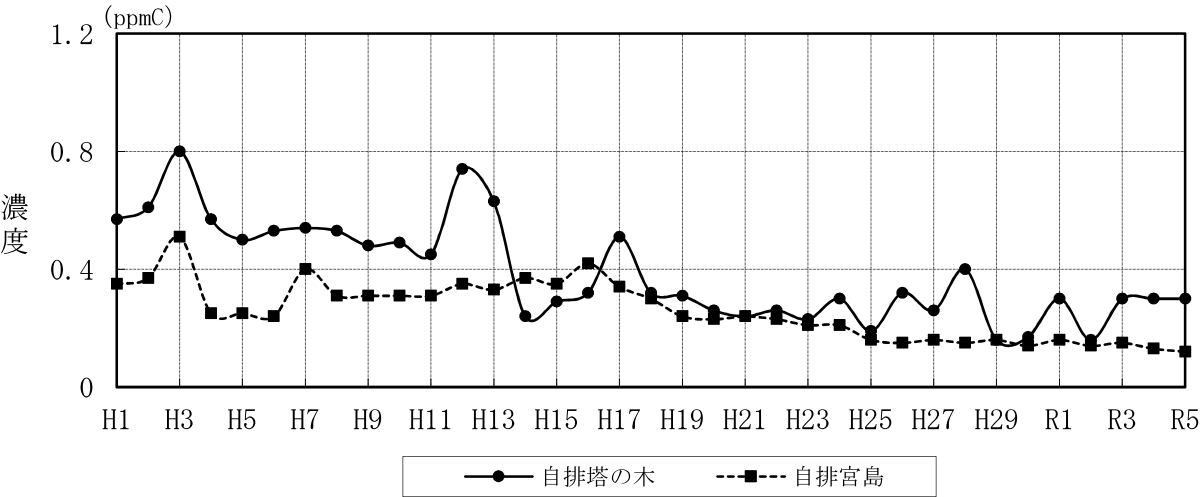


表-20 全炭化水素（T－HC）及びメタン（CH₄）

局番	項目 測定局	測定項目	測定時間	年平均値	6～9 時における測定			
					平均値	日数	3 時間値の最高値	3 時間値の最低値
			時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
11	自排塔の木	T－HC	8687	2.10	2.11	365	2.67	1.90
		CH ₄	8687	1.98	2.00	365	2.14	1.84
12	自排宮島	T－HC	8651	2.09	2.09	361	2.73	1.89
		CH ₄	8651	1.97	1.98	361	2.09	1.84



自排局の測定器と記録計（自排宮島）

8 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、大気汚染防止法で規定される、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となるものの総称とされています。国は、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として 248 項目をリストアップしており、これらの中の 23 項目(ダイオキシン類含む)を優先取組物質としています。

この 23 項目のうち、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくモニタリングが行われている「ダイオキシン類」を除き、「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」を「クロム及びその化合物」とした 21 項目について、「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、測定することとしています。

なお、21 項目の中でも 4 項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については大気汚染防止法の中で環境基準が設定されています。

市内においては、平成 10 年度から県による調査が開始され、平成 22 年度以降は鷹岡小学校において VOC11 項目の測定が行われています。また、平成 13 年度からは市独自の調査も実施しており、令和 5 年度は、大淵中学校で 21 項目（VOC11 項目及び重金属 10 項目）、鷹岡小学校において重金属 10 項目の測定を行いました。

令和 5 年度の市測定値は、環境基準が定められている 4 物質、指針値が存在する 11 項目について、すべてその値を満たしていました（表-21）。



有害大気汚染物質測定の様子（ハイボリウムサンプラーを使用）

表-21 令和5年度 有害大気汚染物質モニタリング測定結果（年平均値）

	項目	測定 単位	環境基準・指針値	大淵中学校	鷹岡小学校
V O C （ 1 1 項 目 ）	アクリロニトリル	μg/m ³	2 以下（指針値）	0.0078	0.19
	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10 以下（指針値）	0.0029	0.010
	クロロホルム	μg/m ³	18 以下（指針値）	0.11	0.18
	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	1.6 以下（指針値）	0.090	0.096
	ジクロロメタン	μg/m ³	150 以下（環境基準）	1.0	1.8
	テトラクロロエチレン	μg/m ³	200 以下（環境基準）	0.0059	0.020
	トリクロロエチレン	μg/m ³	130 以下（環境基準）	0.035	0.078
	1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5 以下（指針値）	0.0087	0.021
	ベンゼン	μg/m ³	3 以下（環境基準）	0.45	0.51
	塩化メチル	μg/m ³	94 以下（指針値）	1.1	1.1
	トルエン	μg/m ³	－	3.1	10
重 金 属 （ 1 0 項 目 ）	アセトアルデヒド	μg/m ³	120 以下（指針値）	1.7	1.8
	ホルムアルデヒド	μg/m ³	－	2.0	3.0
	ニッケル化合物	ng/m ³	25 以下（指針値）	0.82	0.87
	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	6 以下（指針値）	0.12	0.14
	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	－	0.0018	0.0028
	マンガン及びその化合物	ng/m ³	140 以下（指針値）	5.1	5.5
	クロム及びその化合物	ng/m ³	－	0.72	1.0
	水銀及びその化合物	ng/m ³	40 以下（指針値）	1.4	1.4
	ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	－	0.10	0.11
	酸化エチレン	μg/m ³	－	0.068	0.068

 環境基準が定められているもの

※ND:検出下限値未満 <:定量下限値未満（数値は実測値を参考値として示した）

※測定値の平均値は、定量下限値未満はその実測値を、検出限界未満の場合は検出限界値の1/2として計算した。

※重金属の測定単位は、一部を除き ng/m³（ナノグラム／立米）となっているため注意。

9 自動車排出ガス実態調査結果

(1) 調査の概要

自動車排出ガス測定局（自排塔の木・自排宮島）において常時監視している路線の自動車走行台数を測定し、同時間帯の大気汚染物質濃度との関係を調査しました。

(2) 調査内容

① 調査期間および調査地点（図-19）

(A) 令和5年12月20日12時から12月21日12時まで

自動車排出ガス測定局 自排塔の木（富士市蓼原28-11地先 田子浦伝法線）

(B) 令和5年12月20日12時から12月21日12時まで

自動車排出ガス測定局 自排宮島（富士市宮島1425-3地先 国道1号）

※交通量調査は各局近傍で実施。

② 調査方法

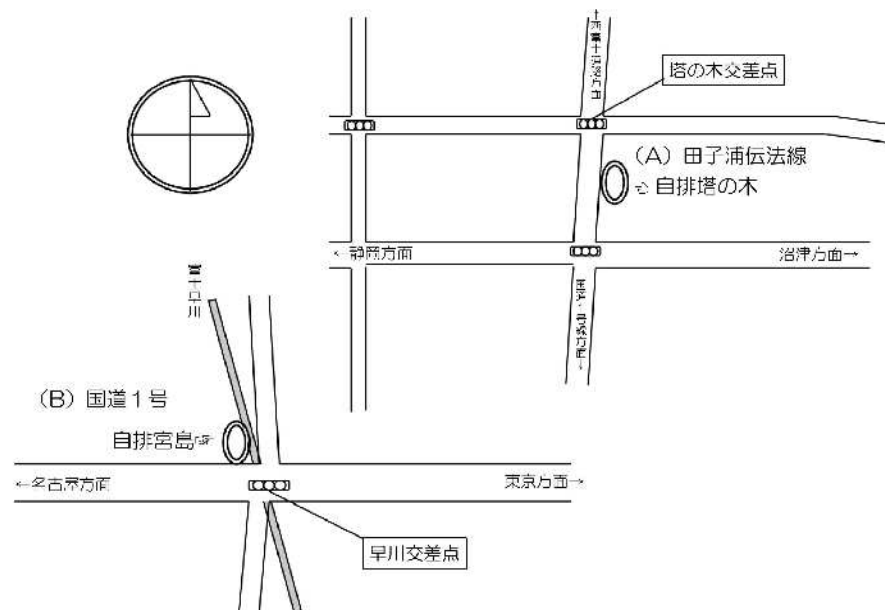
・自動車走行台数調査

2測点の上下線別に大型車、小型車（二輪車を含む）の走行台数を正時より10分間計測し、これを6倍することにより時間当たりの走行台数としています。

・自動車排出ガスの影響による大気汚染物質濃度調査

調査対象の大気汚染物質は、二酸化窒素(NO_2)をはじめとした8物質（二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、メタン、非メタン炭化水素、全炭化水素）の1時間値です。

図-19



(3) 調査結果について

交通量は、前年度比で、塔の木局が16.7%の増加、宮島局が2.7%の増加となりました。大型車混入率は、前年度比で、塔の木局が3.8%の減少、宮島局が5.5%の減少となりました。コロナ禍による移動自粛等の影響で減少していた小型車の台数が、令和5年度の規制緩和により、再び増加したものと考えられます（表-22～25）。

調査期間における大気汚染物質の濃度は表-26～27、自動車交通量と大気汚染物質濃度の時間変化は図-20のとおりです。自動車排出ガスのクリーン化が進んだことにより、交通量と大気汚染物質濃度の明確な相関はみられなくなっています。

表-22 調査結果

調査日における自動車走行台数時間別変化(自排塔の木)

時刻	北へ				南へ				合計			
	大型	大型混入率	小型	合計	大型	大型混入率	小型	合計	大型	大型混入率	小型	合計
1:00	90	41.7%	126	216	30	14.3%	180	210	120	28.2%	306	426
2:00	24	19.0%	102	126	54	56.3%	42	96	78	35.1%	144	222
3:00	42	41.2%	60	102	18	25.0%	54	72	60	34.5%	114	174
4:00	24	33.3%	48	72	30	33.3%	60	90	54	33.3%	108	162
5:00	48	50.0%	48	96	78	59.1%	54	132	126	55.3%	102	228
6:00	84	50.0%	84	168	66	45.8%	78	144	150	48.1%	162	312
7:00	66	10.8%	546	612	144	30.8%	324	468	210	19.4%	870	1,080
8:00	102	8.6%	1,086	1,188	120	9.9%	1,092	1,212	222	9.3%	2,178	2,400
9:00	252	11.7%	1,896	2,148	90	7.9%	1,044	1,134	342	10.4%	2,940	3,282
10:00	210	21.7%	756	966	252	22.6%	864	1,116	462	22.2%	1,620	2,082
11:00	168	15.1%	948	1,116	228	20.2%	900	1,128	396	17.6%	1,848	2,244
12:00	216	21.8%	774	990	162	14.2%	978	1,140	378	17.7%	1,752	2,130
13:00	162	16.1%	846	1,008	114	11.5%	876	990	276	13.8%	1,722	1,998
14:00	144	17.5%	678	822	186	17.4%	882	1,068	330	17.5%	1,560	1,890
15:00	180	18.1%	816	996	198	19.6%	810	1,008	378	18.9%	1,626	2,004
16:00	132	13.5%	846	978	96	9.8%	882	978	228	11.7%	1,728	1,956
17:00	114	10.3%	990	1,104	144	15.0%	816	960	258	12.5%	1,806	2,064
18:00	90	8.9%	918	1,008	60	5.2%	1,104	1,164	150	6.9%	2,022	2,172
19:00	66	6.1%	1,020	1,086	72	6.2%	1,086	1,158	138	6.1%	2,106	2,244
20:00	24	2.7%	864	888	30	3.4%	864	894	54	3.0%	1,728	1,782
21:00	30	4.5%	636	666	42	5.6%	708	750	72	5.1%	1,344	1,416
22:00	36	7.1%	474	510	36	6.7%	504	540	72	6.9%	978	1,050
23:00	24	7.5%	294	318	18	6.5%	258	276	42	7.1%	552	594
24:00	12	5.0%	228	240	48	21.1%	180	228	60	12.8%	408	468
平均	98	13.4%	629	726	97	13.7%	610	707	194	13.5%	1,239	1,433
合計	2,340	13.4%	15,084	17,424	2,316	13.7%	14,640	16,956	4,656	13.5%	29,724	34,380

(混入率=大型/(小型+大型)×100)

表-23

調査日における自動車走行台数時間別変化(自排宮島)

	東へ				西へ				合計			
	大型	大型混入率	小型	合計	大型	大型混入率	小型	合計	大型	大型混入率	小型	合計
1:00	144	41.4%	204	348	162	40.9%	234	396	306	41.1%	438	744
2:00	144	57.1%	108	252	168	56.0%	132	300	312	56.5%	240	552
3:00	210	67.3%	102	312	162	58.7%	114	276	372	63.3%	216	588
4:00	228	77.6%	66	294	216	67.9%	102	318	444	72.5%	168	612
5:00	150	55.6%	120	270	228	77.6%	66	294	378	67.0%	186	564
6:00	288	55.2%	234	522	234	68.4%	108	342	522	60.4%	342	864
7:00	402	33.8%	786	1,188	306	33.3%	612	918	708	33.6%	1,398	2,106
8:00	288	14.2%	1,740	2,028	342	20.7%	1,314	1,656	630	17.1%	3,054	3,684
9:00	312	19.4%	1,296	1,608	312	19.5%	1,290	1,602	624	19.4%	2,586	3,210
10:00	420	27.3%	1,116	1,536	432	39.1%	672	1,104	852	32.3%	1,788	2,640
11:00	480	31.6%	1,038	1,518	540	39.1%	840	1,380	1,020	35.2%	1,878	2,898
12:00	462	31.0%	1,026	1,488	408	30.0%	954	1,362	870	30.5%	1,980	2,850
13:00	348	25.8%	1,002	1,350	540	35.6%	978	1,518	888	31.0%	1,980	2,868
14:00	396	34.0%	768	1,164	360	26.4%	1,002	1,362	756	29.9%	1,770	2,526
15:00	402	25.9%	1,152	1,554	432	30.1%	1,002	1,434	834	27.9%	2,154	2,988
16:00	378	24.5%	1,164	1,542	426	29.5%	1,020	1,446	804	26.9%	2,184	2,988
17:00	360	27.1%	966	1,326	330	23.4%	1,080	1,410	690	25.2%	2,046	2,736
18:00	306	18.3%	1,362	1,668	180	12.0%	1,314	1,494	486	15.4%	2,676	3,162
19:00	108	8.4%	1,182	1,290	66	3.9%	1,620	1,686	174	5.8%	2,802	2,976
20:00	144	11.2%	1,140	1,284	288	19.4%	1,194	1,482	432	15.6%	2,334	2,766
21:00	180	21.7%	648	828	144	13.8%	900	1,044	324	17.3%	1,548	1,872
22:00	234	32.0%	498	732	162	22.7%	552	714	396	27.4%	1,050	1,446
23:00	180	38.5%	288	468	138	24.5%	426	564	318	30.8%	714	1,032
24:00	240	41.2%	342	582	72	23.1%	240	312	312	34.9%	582	894
平均	284	27.1%	765	1,048	277	27.2%	740	1,017	561	27.1%	1,505	2,065
合計	6,804	27.1%	18,348	25,152	6,648	27.2%	17,766	24,414	13,452	27.1%	36,114	49,566

(混入率=大型/(小型+大型)×100)

表-24 自動車走行台数経年変化（自排塔の木・田子浦伝法線）

項目 年度	北 へ				南 へ				合 計				前年度比 増減 (%)
	大 型	混入率%	小 型	合 計	大 型	混入率%	小 型	合 計	大 型	混入率%	小 型	合 計	
平成5年度	2,130	12.1	15,432	17,562	2,364	13.4	15,324	17,688	4,494	12.7	30,756	35,250	1.8
平成6年度	2,700	14.3	16,140	18,840	2,688	14.7	15,636	18,324	5,388	14.5	31,776	37,164	5.4
平成7年度	2,262	11.1	18,150	20,412	2,370	12.9	16,026	18,396	4,632	11.9	34,176	38,808	4.4
平成8年度	2,244	11.4	17,472	19,716	2,460	12.9	16,560	19,020	4,704	12.1	34,032	38,736	±0.0
平成9年度	1,908	9.8	17,574	19,482	2,574	13.9	15,906	18,480	4,482	11.8	33,480	37,962	-2
平成10年度	2,406	11.5	18,534	20,940	3,048	15.5	16,608	19,656	5,454	13.4	35,142	40,596	6.9
平成11年度	2,802	14.0	17,256	20,058	3,084	16.3	15,852	18,936	5,886	15.1	33,108	38,994	-3.9
平成12年度	2,838	13.6	18,004	20,842	3,252	15.9	17,228	20,480	6,090	14.7	35,232	41,322	6
平成13年度	2,808	13.5	18,042	20,850	2,868	15.4	15,774	18,642	5,676	14.4	33,816	39,492	-4.4
平成14年度	2,742	14.4	16,260	19,002	2,364	13.3	15,444	17,808	5,106	13.9	31,704	36,810	-6.8
平成15年度	2,622	13.3	17,088	19,710	2,790	15.0	15,816	18,606	5,412	14.1	32,904	38,316	4.1
平成16年度	2,610	13.2	17,136	19,746	2,610	14.1	15,900	18,510	5,220	13.6	33,036	38,256	-0.2
平成17年度	3,276	17.4	15,552	18,828	3,552	19.9	14,310	17,862	6,828	18.6	29,862	36,690	-4.1
平成18年度	3,186	13.2	21,018	24,204	3,060	15.5	16,722	19,782	6,246	14.2	37,740	43,986	19.9
平成19年度	2,568	15.6	13,866	16,434	2,664	12.6	18,522	21,186	5,232	13.9	32,388	37,620	-14.5
平成20年度	2,100	12.1	15,258	17,358	2,286	13.6	14,490	16,776	4,386	12.8	29,748	34,134	-9.3
平成21年度	2,446	13.5	14,982	17,328	2,382	14.6	13,968	16,350	4,728	14.0	28,950	33,678	-1.3
平成22年度	2,886	16.5	14,604	17,490	2,742	14.9	15,630	18,372	5,628	15.7	30,234	35,862	6.5
平成23年度	2,736	15.3	15,198	17,934	2,550	15.1	14,358	16,908	5,286	15.2	29,556	34,842	-2.8
平成24年度	2,664	14.0	16,374	19,038	2,778	14.7	16,056	18,834	5,442	14.4	32,430	37,872	8.7
平成25年度	2,430	13.2	16,032	18,462	2,760	15.7	14,796	17,556	5,190	14.4	30,828	36,018	-4.9
平成26年度	2,526	13.8	15,720	18,246	2,550	12.6	17,736	20,286	5,076	13.2	33,456	38,532	7.0
平成27年度	2,652	14.9	15,120	17,772	2,940	17.1	14,232	17,172	5,592	16.0	29,352	34,944	-9.3
平成28年度	2,562	14.7	14,826	17,388	2,970	17.6	13,950	16,920	5,532	16.1	28,776	34,308	-1.8
平成29年度	2,926	14.0	18,126	21,072	3,252	17.0	15,822	19,074	6,198	15.4	33,948	40,146	17.0
平成30年度	2,646	15.3	14,616	17,262	2,496	15.0	14,172	16,668	5,142	15.2	28,788	33,930	-15.5
令和元年度	2,646	14.9	15,096	17,742	2,544	14.3	15,198	17,742	5,190	14.6	30,294	35,484	4.6
令和2年度	2,484	15.3	13,800	16,284	2,478	15.5	13,458	15,936	4,962	15.4	27,258	32,220	-9.2
令和3年度	2,346	14.1	14,274	16,620	1,800	11.2	14,226	16,026	4,146	12.7	28,500	32,646	1.3
令和4年度	2,484	15.3	13,794	16,278	2,604	19.8	10,572	13,716	5,088	17.3	24,366	29,454	-9.8
令和5年度	2,340	13.4	15,084	17,424	2,316	13.7	14,640	16,956	4,656	13.5	29,724	34,380	16.7

表-25 自動車走行台数経年変化（自排宮島・国道1号）

項目 年度	東 へ				西 へ				合 計				前年度比 増減 (%)
	大 型	混入率%	小 型	合 計	大 型	混入率%	小 型	合 計	大 型	混入率%	小 型	合 計	
平成5年度	9,570	40.1	14,298	23,868	9,372	37.6	15,528	24,900	18,942	38.8	29,826	48,768	9.5
平成6年度	10,860	40.3	16,110	26,970	10,272	41.5	14,484	24,756	21,132	40.9	30,594	51,726	6.1
平成7年度	8,992	31.8	19,272	28,264	8,814	34.0	17,142	25,956	17,796	32.8	36,414	54,210	4.8
平成8年度	11,232	39.0	18,537	29,769	10,530	38.0	17,166	27,696	21,762	38.5	35,703	57,465	4.2
平成9年度	9,318	32.0	19,806	29,124	9,660	35.7	17,424	27,084	18,978	33.8	37,230	56,208	±0.0
平成10年度	11,394	39.0	17,820	29,214	10,416	34.7	19,584	30,000	21,810	36.8	37,404	59,214	5.3
平成11年度	10,314	38.2	16,692	27,006	10,740	38.6	17,052	27,792	21,054	38.4	33,744	54,798	-7.5
平成12年度	12,708	43.5	16,484	29,192	13,002	42.9	17,314	30,316	25,710	43.2	33,798	59,508	8.6
平成13年度	12,492	45.3	15,090	27,582	13,974	45.6	16,668	30,642	26,466	45.5	31,758	58,224	-2.2
平成14年度	12,516	46.7	14,304	26,820	11,742	41.3	16,710	28,452	24,258	43.9	31,014	55,272	-5.1
平成15年度	11,832	40.5	17,351	29,183	12,094	43.4	15,804	27,898	23,926	41.9	33,155	57,081	3.3
平成16年度	12,540	42.9	16,710	29,250	12,786	44.9	15,684	28,470	25,326	43.9	32,394	57,720	1.1
平成17年度	14,604	50.0	14,604	29,208	13,266	43.9	16,980	30,246	27,870	46.9	31,584	59,454	3.0
平成18年度	9,756	36.5	16,950	26,706	10,596	42.1	14,550	25,146	20,352	39.3	31,500	51,852	-12.8
平成19年度	10,290	37.8	16,938	27,228	10,284	35.4	18,768	29,052	20,574	36.6	35,706	56,280	8.5
平成20年度	11,106	36.7	19,116	30,222	10,296	37.2	17,400	27,696	21,402	37.0	36,516	57,918	2.9
平成21年度	9,444	33.0	19,212	28,656	9,936	35.7	17,934	27,870	19,380	34.3	37,146	56,526	-2.4
平成22年度	9,570	35.6	17,280	26,850	10,812	36.8	18,564	29,376	20,382	36.3	35,844	56,226	-0.5
平成23年度	8,598	31.8	18,474	27,072	10,032	36.3	17,622	27,654	18,630	34.0	36,096	54,726	-2.7
平成24年度	9,564	34.2	18,366	27,930	9,924	35.6	17,958	27,882	19,488	34.9	36,324	55,812	2.0
平成25年度	8,688	32.1	18,378	27,066	9,210	34.1	17,826	27,036	17,898	33.1	36,204	54,102	-3.1
平成26年度	9,162	34.9	17,118	26,280	9,774	34.1	18,912	28,686	18,936	34.5	36,030	54,966	1.6
平成27年度	9,234	32.6	19,116	28,350	9,102	34.5	17,244	26,346	18,336	33.5	36,360	54,696	-0.5
平成28年度	8,388	30.2	19,398	27,786	8,454	33.0	17,196	25,650	16,842	31.5	36,594	53,436	-2.3
平成29年度	8,490	30.8	19,032	27,522	9,282	35.7	16,704	25,986	17,772	33.2	35,736	53,508	0.1
平成30年度	8,226	32.4	17,196	25,422	8,544	33.0	17,316	25,860	16,770	32.7	34,512	51,282	-4.2
令和元年度	8,472	30.8	19,074	27,546	8,376	32.4	17,442	25,818	16,848	31.6	36,516	53,364	4.1
令和2年度	8,532	33.0	17,328	25,860	8,256	32.5	17,148	25,404	16,788	32.7	34,476	51,264	-3.9
令和3年度	7,536	29.4	18,120	25,656	7,002	28.4	17,664	24,666	14,538	28.9	35,784	50,322	-1.8
令和4年度	7,668	33.1	15,480	23,148	8,088	32.2	17,028	25,116	15,756	32.6	32,508	48,264	-4.1
令和5年度	6,804	27.1	18,348	25,152	6,648	27.2	17,766	24,414	13,452	27.1	36,114	49,566	2.7

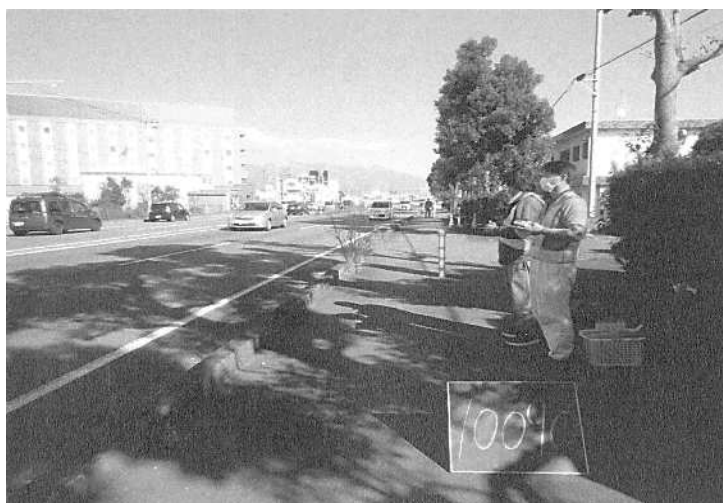
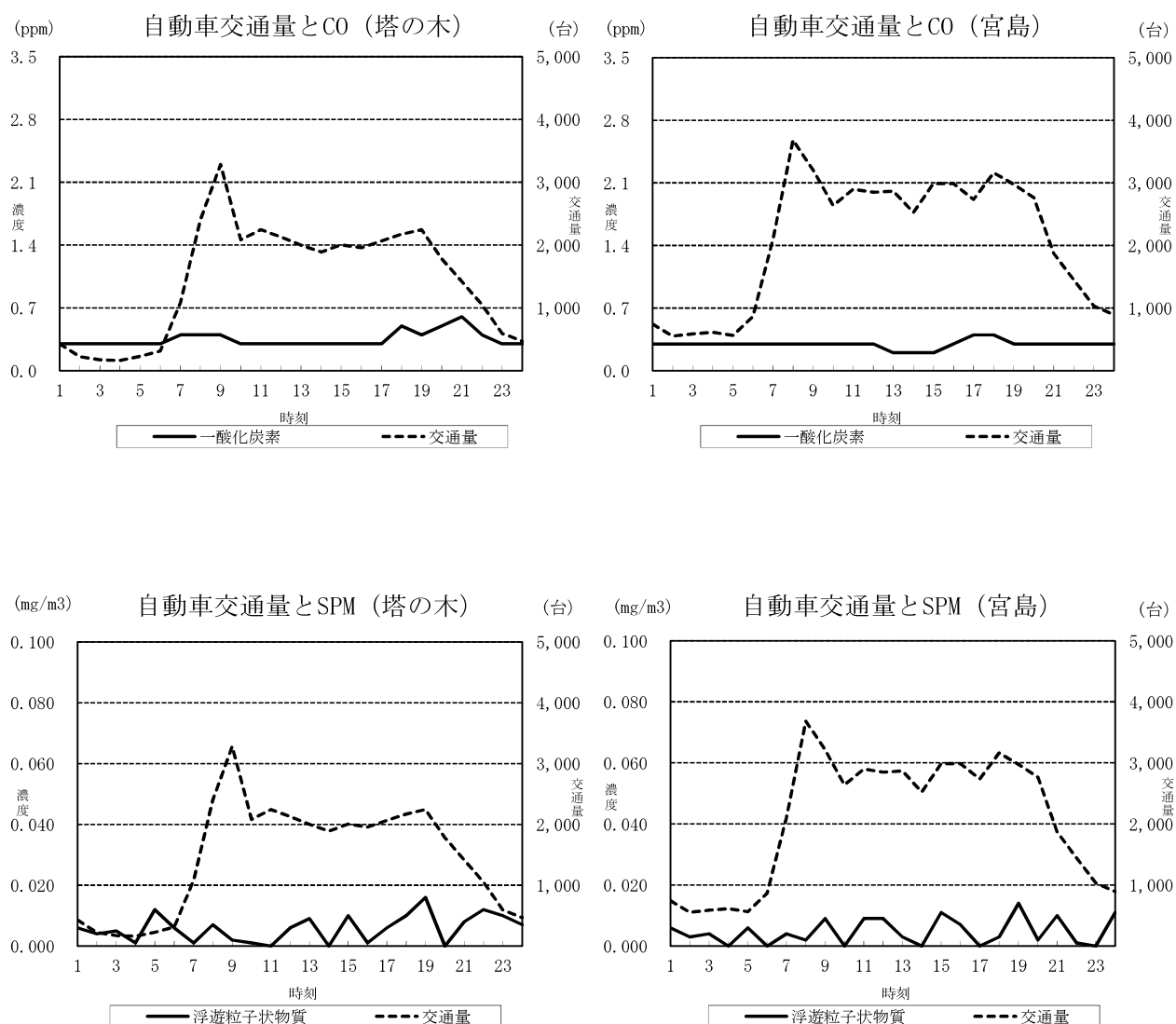
表-26 環境項目経年変化（自排塔の木）（各項目は、調査日1日の平均値）

項目 年度	二酸化 硫 黄	窒素酸化物			一酸化 炭素	炭化水素			浮遊粒子 状物質
		一酸化 窒素	二酸化 窒素	窒素 酸化物		メタン	非メタン	全炭化 水素	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(mg/ m³)
平成5年度	0.015	0.098	0.044	0.141	1.5	1.85	0.71	2.56	0.063
平成6年度	0.016	0.079	0.052	0.131	1.5	1.84	0.76	2.59	0.060
平成7年度	0.012	0.232	0.041	0.272	1.7	1.79	0.71	2.50	0.002
平成8年度	0.019	0.103	0.041	0.144	1.2	1.85	0.41	2.26	0.031
平成9年度	0.010	0.097	0.051	0.149	1.1	1.86	0.44	2.31	0.055
平成10年度	0.017	0.120	0.036	0.157	1.2	1.92	0.59	2.29	0.049
平成11年度	0.008	0.120	0.034	0.154	1.5	1.83	0.49	2.32	0.030
平成12年度	0.012	0.051	0.031	0.082	0.7	1.88	0.67	2.54	0.036
平成13年度	0.010	0.099	0.037	0.136	1.2	1.92	0.94	2.87	0.033
平成14年度	0.003	0.081	0.034	0.115	1.0	—	—	—	0.023
平成15年度	0.002	0.064	0.034	0.098	0.7	1.78	0.18	1.96	0.020
平成16年度	0.002	0.078	0.044	0.122	1.0	1.89	0.38	2.26	0.020
平成17年度	0.002	0.066	0.033	0.099	1.1	1.90	0.79	2.69	0.027
平成18年度	0.002	0.062	0.031	0.093	0.7	1.91	0.37	2.28	0.020
平成19年度	0.001	0.029	0.028	0.057	0.4	1.88	0.25	2.14	0.007
平成20年度	0.002	0.064	0.034	0.098	0.8	1.91	0.43	2.34	0.022
平成21年度	0.002	0.049	0.031	0.080	0.6	1.94	0.38	2.31	0.029
平成22年度	—	0.055	0.043	0.098	0.7	1.88	0.36	2.24	0.040
平成23年度	—	0.041	0.035	0.076	0.6	1.91	0.26	2.17	0.013
平成24年度	—	0.028	0.044	0.072	0.5	1.95	0.33	2.28	0.020
平成25年度	—	0.016	0.026	0.042	0.5	1.91	0.35	2.25	0.023
平成26年度	—	0.023	0.022	0.045	0.4	1.92	0.32	2.23	0.021
平成27年度	—	0.019	0.018	0.036	0.4	1.93	0.26	2.19	0.021
平成28年度	—	0.021	0.022	0.041	0.4	1.93	0.21	2.15	0.019
平成29年度	—	0.016	0.019	0.036	0.3	1.95	0.11	2.06	0.016
平成30年度	—	0.022	0.021	0.043	0.4	1.97	0.20	2.18	0.008
令和元年度	—	0.018	0.018	0.036	0.3	1.98	0.15	2.13	0.008
令和2年度	—	0.019	0.020	0.039	0.4	1.94	0.23	2.17	0.012
令和3年度	—	0.019	0.022	0.041	0.4	1.99	0.18	2.17	0.012
令和4年度	—	0.018	0.015	0.033	0.3	2.03	0.17	2.19	0.009
令和5年度	—	0.014	0.015	0.029	0.4	1.99	0.14	2.13	0.006

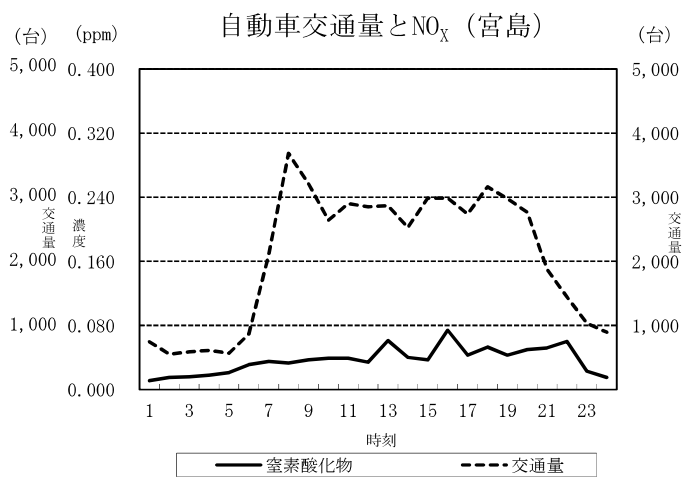
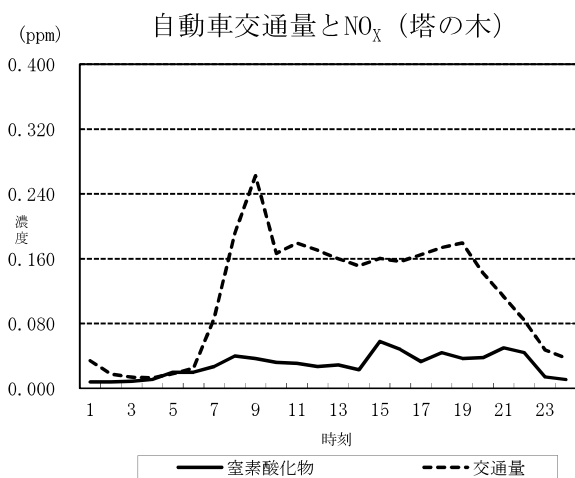
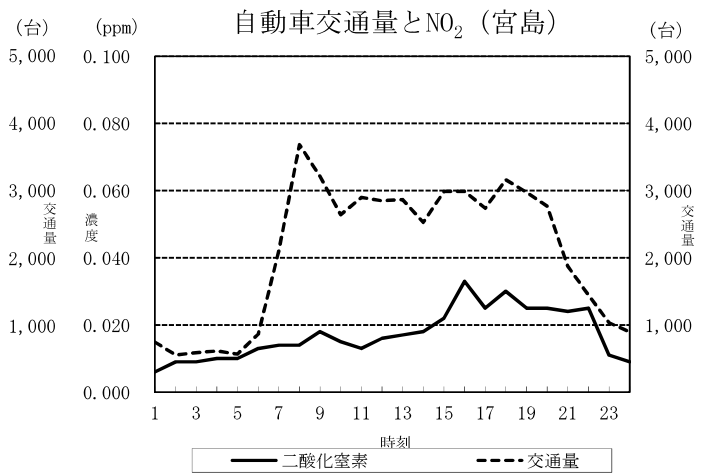
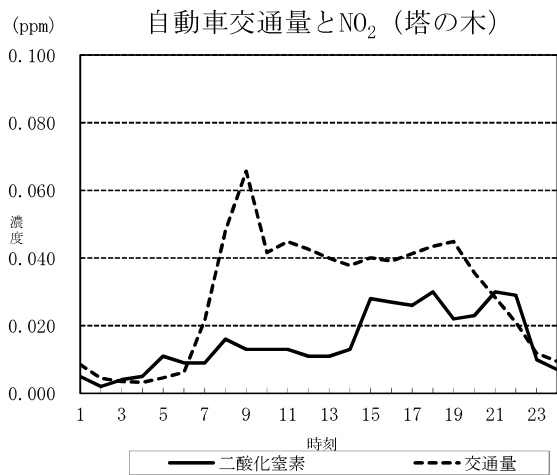
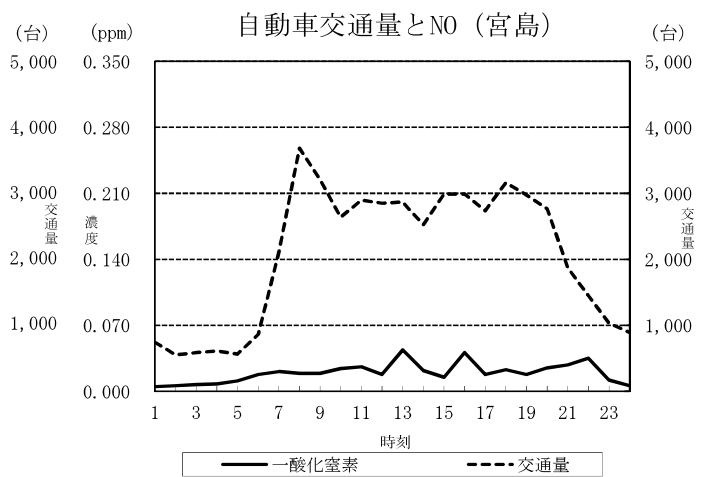
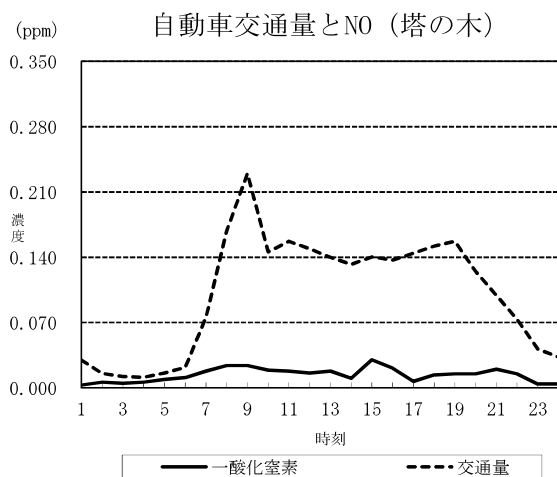
表-27 環境項目経年変化（自排宮島）（各項目は、調査日1日の平均値）

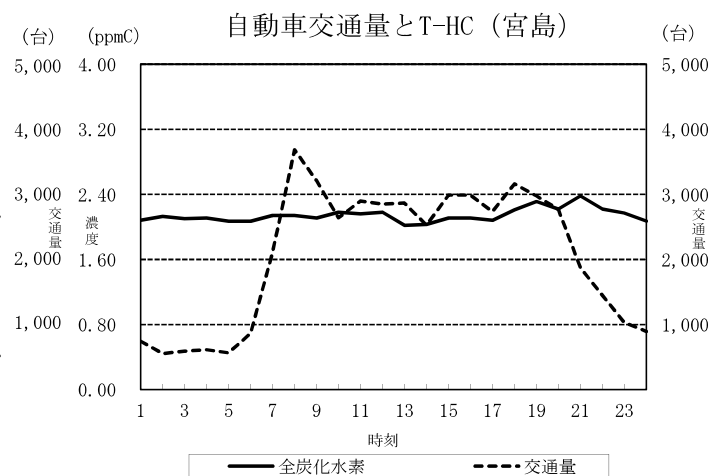
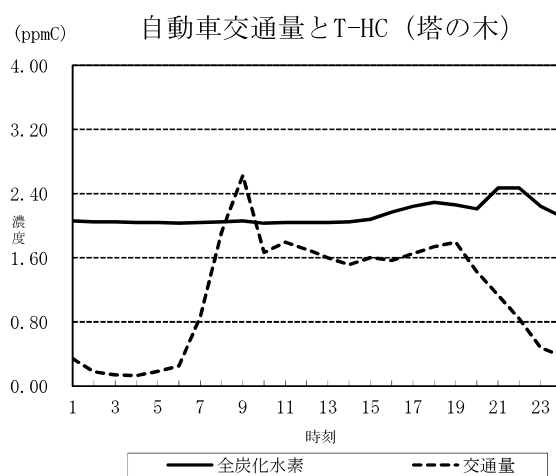
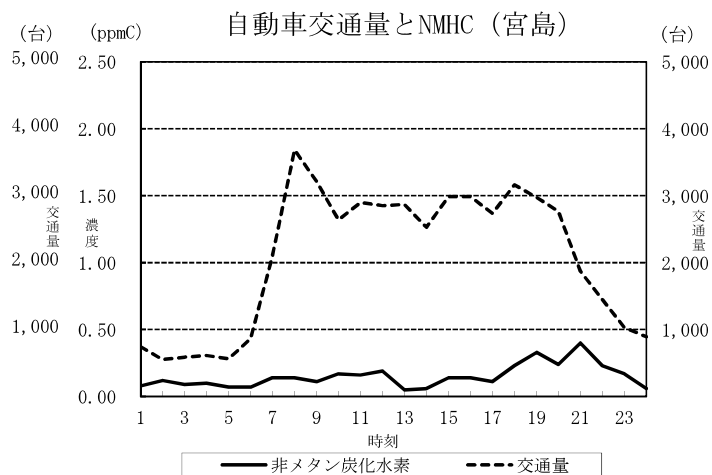
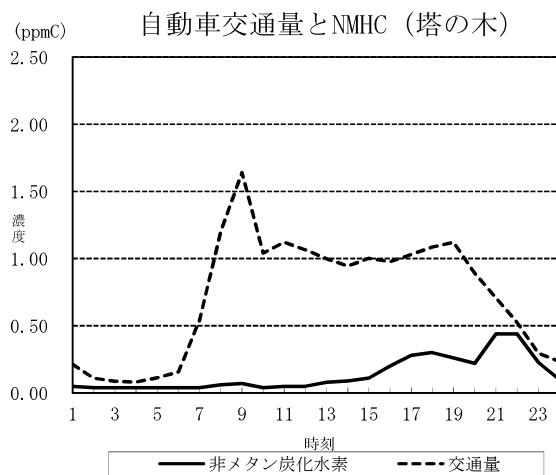
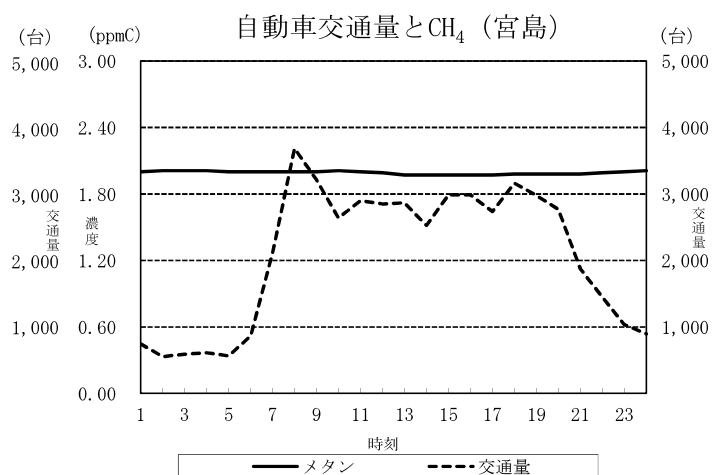
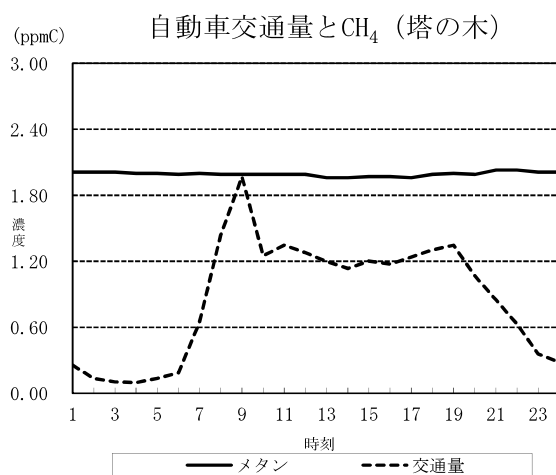
項目 年度	二酸化 硫 黄	窒素酸化物			一酸化 炭素	炭化水素			浮遊粒子 状物質
	(ppm)	一酸化 窒素 (ppm)	二酸化 窒素 (ppm)	窒素 酸化物 (ppm)	(ppm)	メタン (ppmC)	非メタン (ppmC)	全炭化 水素 (ppmC)	(mg/㎡)
平成5年度	0.012	0.059	0.037	0.097	0.8	1.76	0.42	2.18	0.065
平成6年度	0.012	0.048	0.033	0.081	0.7	1.72	0.3	2.02	0.049
平成7年度	0.006	0.027	0.027	0.054	0.6	1.88	0.49	2.37	0.036
平成8年度	0.009	0.100	0.038	0.138	0.7	1.85	0.29	2.14	0.025
平成9年度	0.008	0.058	0.040	0.098	0.7	1.85	0.35	2.20	0.053
平成10年度	0.008	0.139	0.040	0.183	0.9	1.93	0.42	2.32	0.046
平成11年度	0.004	0.020	0.016	0.035	0.4	1.81	0.37	2.17	0.019
平成12年度	0.011	0.094	0.045	0.139	0.7	1.79	0.32	2.11	0.045
平成13年度	0.006	0.069	0.035	0.103	0.6	1.86	0.39	2.26	0.027
平成14年度	0.005	0.019	0.027	0.046	0.7	1.92	0.20	2.13	0.020
平成15年度	0.005	0.052	0.026	0.078	0.5	1.80	0.27	2.07	0.015
平成16年度	0.001	0.028	0.030	0.058	0.5	1.84	0.37	2.21	0.015
平成17年度	0.002	0.062	0.044	0.106	－	1.87	0.27	2.14	0.025
平成18年度	0.001	0.042	0.033	0.075	0.6	1.84	0.27	2.11	0.015
平成19年度	0.002	0.044	0.035	0.080	0.6	1.85	0.26	2.11	0.011
平成20年度	0.002	0.055	0.035	0.090	0.4	1.83	0.29	2.11	0.025
平成21年度	0.002	0.072	0.037	0.109	0.6	1.86	0.29	2.15	0.026
平成22年度	－	0.038	0.033	0.071	0.4	1.86	0.27	2.13	0.008
平成23年度	－	0.071	0.044	0.116	0.5	1.88	0.26	2.15	0.020
平成24年度	－	0.041	0.030	0.071	0.4	1.90	0.20	2.10	0.017
平成25年度	－	0.039	0.026	0.065	0.4	1.86	0.16	2.02	0.023
平成26年度	－	0.025	0.037	0.062	0.3	1.87	0.15	2.02	0.021
平成27年度	－	0.036	0.026	0.062	0.3	1.90	0.16	2.07	0.020
平成28年度	－	0.033	0.024	0.057	0.3	1.90	0.16	2.07	0.018
平成29年度	－	0.043	0.031	0.075	0.3	1.91	0.17	2.08	0.018
平成30年度	－	0.033	0.024	0.057	0.3	1.94	0.15	2.09	0.008
令和元年度	－	0.016	0.018	0.033	0.2	1.93	0.14	2.07	0.008
令和2年度	－	0.015	0.017	0.033	0.2	1.94	0.13	2.07	0.011
令和3年度	－	0.019	0.020	0.039	0.3	1.97	0.21	2.18	0.010
令和4年度	－	0.021	0.017	0.038	0.2	2.01	0.12	2.13	0.006
令和5年度	－	0.020	0.017	0.037	0.3	1.99	0.15	2.14	0.005

図-20 自動車交通量と大気汚染物質濃度の時間変化



交通量調査の様子（宮島）





Ⅱ 大気汚染の防止対策

1 発生源対策

(1) 固定発生源対策

① 硫黄酸化物対策

硫黄酸化物の規制は、各地域の汚染程度と施設の排出口高さに応じた硫黄酸化物の量を加味した、K値規制により行われています。特に富士市は静岡県下で最も厳しい規制値となっており、現在、一般排出基準は $K=3.5$ 、さらに、一部山間部と旧富士川町域を除き、特別排出基準（上乘せ基準） $K=1.75$ が適用されています。この規制ではK値を基に許容排出量（Q）を算出するため、数値が低ければ低いほど厳しい規制といえます。

周辺市の例では、静岡市で $K=10.0$ 、御殿場市では $K=17.5$ となっています。富士市の特別排出基準が適用される地域の場合、仮に同じ高さの煙突・排気速度の工場から硫黄酸化物を排出する場合、静岡市の $1.75/10$ （17.5%）、御殿場市の $1.75/17.5$ （10%）が排出量の上限となりますので、市内工場では、天然ガスなどの硫黄をほとんど含まない燃料を使用したり、煙突の前段に浄化装置（脱硫装置）を設置するなどの対策が進みました。

また、K値規制を補完する形で硫黄酸化物についての総量規制及び燃料使用基準が定められており、一定規模以上の工場には工場全体としての排出上限が追加されるとともに、規模に満たない工場にも硫黄含有量の低い良質の燃料使用が義務付けられています。

ア．大気汚染防止法における硫黄酸化物排出基準（K値）の推移

昭和43年12月施行	K値＝26.3	
昭和44年12月施行	K値＝14.0	
昭和47年1月施行	一般排出基準K値＝7.59	特別排出基準K値＝3.50
昭和49年4月施行	一般排出基準K値＝4.67	特別排出基準K値＝1.75
昭和50年4月施行	一般排出基準K値＝3.50	特別排出基準K値＝1.75

注：特別排出基準とは一般排出基準だけでは環境基準の達成が困難な施設集合地域における新設または増設の施設に対する一段と厳しい基準をいいます。

イ．硫黄酸化物に関する総量規制基準

・総量規制基準特定工場等

【旧富士市域】

既設 $Q = 2.8W^{0.8}$

新設 $Q = 2.8W^{0.8} + 0.3 \times 2.8 \times \{ (W + W_i)^{0.8} - W^{0.8} \}$

【旧富士川町域】

$$\text{既設} \quad Q = 3.0W^{0.8}$$

$$\text{新設} \quad Q = 3.0W^{0.8} + 0.5 \times 3.0 \times \{ (W + W_i)^{0.8} - W^{0.8} \}$$

Q : 排出許容硫黄酸化物量 (Nm^3/h)

W : 重油換算後の原燃料使用量 (kl/h)

W_i : 新(増)設に係わる重油換算後の原燃料使用量 (kl/h)

・燃料使用基準(特定工場等以外)

燃料中の硫黄分

0.5%以下(旧富士市域)

0.8%以下(旧富士川町域)

②窒素酸化物対策

窒素酸化物の規制は、排出する施設の種類及び規模ごとに国の定めた基準があり、33種類のばい煙発生施設が規制対象となっています。

また、施設の新たな設置や更新の際には、富士市公害防止対策に関する指導方針に基づき、事業者には、可能な限り低負荷の施設とするよう指導しています。

③浮遊粒子状物質対策

工場・事業場などの固定発生源に対して、大気汚染防止法及び県条例により、ばいじん・粉じんについて規制が行われています。ばいじんについては、排出する施設の種類及び規模ごとに全国一律で排出基準が定められています。粉じんは、一般粉じんと特定粉じんに区分され、一般粉じんについては大気汚染防止法で5種類、県条例で12種類の特定施設が規制対象となっており、管理基準が設けられています。

また、特定粉じんについては、石綿を含有する製品を製造するための切断機や研磨機等の9種類の施設が大気汚染防止法における特定粉じん発生施設として定められているほか、吹き付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業についても規制が定められています。

なお、富士市には特定粉じん発生施設として届出のある施設はありません。

④揮発性有機化合物排出抑制

浮遊粒子状物質(SPM)や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するため、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月1日より施行されました。これにより、塗装関係、接着関係、印刷関係、化学薬品製造関係、工業用洗浄関係、VOC貯蔵関係の6つの施設類型のうち排出量の大きな施設を対象とし、VOC排出事業者に対し、排出施設の届出義務や排出基準の遵守義務等が課せられました。

また、中小規模の施設については、法規制とは別に自主的取組による排出量の削減を最大

限に尊重し、排出の抑制を図ることとしています。このVOC規制は、法規制と自主的取組によるベストミックスにより、全体としてVOC排出量を抑制するという考えに基づいた規制となっています。

⑤水銀排出規制

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制するため、平成30年4月1日より改正大気汚染防止法が施行されました。これにより、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設などの水銀排出施設を対象として、水銀排出者に対し、排出施設の届出義務や排出基準の遵守義務等が課せられました。

⑥富士市の指導方針

昭和52年4月より、法令に基づく規制を補完する目的で「富士市公害防止対策に関する指導方針」を定め、硫酸化物、窒素酸化物及びばいじん排出量低減のための指導を継続しています。これらの指導と事業者の協力により、富士市は工場等の密集度が高いにもかかわらず、大気常時監視の測定結果において周辺他市と比較しても遜色ない状況を維持しています。



(2) 移動発生源対策

移動発生源から排出される汚染物質としては、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質があり、これらは早くから規制の対象とされてきました。例えば、自動車からの窒素酸化物の低減対策として、ガソリン・LPG車に対しては昭和48年度から、ディーゼル車に対しては昭和49年度から規制が行われ、その後も順次規制の強化が行われています。

現在では、電気自動車やハイブリッド自動車、天然ガス自動車などの低公害車の普及がすすみ、従来燃料を使用する自動車においても、低燃費・低環境負荷排出ガス車が年々増えつつあります。また、法律による規制をきっかけに冬用をはじめとしたタイヤの技術改良も進み、道路面に与える負荷を抑えながら凍結路等でグリップを維持できるタイヤも普及しました。

これらの結果、市内の大気汚染測定局（自排局）における窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果は、年々低下する傾向となっています。

2 大気汚染防止法に基づく立入検査結果

(1) 令和5年度の立入結果について

①書類立入検査について

大気汚染防止法に基づき、施設を有する事業場の法定自主測定値の結果確認と届出情報を確認する書類検査を行いました。

この結果、法排出基準値違反はありませんでしたが、届出内容と実態の差があった事業場への指導を3件、その他運用上改善すべき点のみられた事業場への指導を13件行っています。

表-28 書類立入検査結果一覧

	立入数	法排出基準違反	行政措置	備考
ばい煙	37 事業場	0 件	0 件	—
揮発性有機化合物	2 事業場	0 件	0 件	—
水銀	6 事業場	0 件	0 件	—
一般粉じん	1 事業場	0 件	0 件	—

②実測立入検査について

大気汚染防止法に基づき、各事業場の施設について実測立入検査を行いました。

・ばい煙

2 事業場の施設について、硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじん等を測定する立入検査を行った結果、法排出基準値違反はありませんでした。

・水銀

2 事業場の施設について、水銀を測定する立入検査を行った結果、法排出基準値違反はありませんでした。

表-29 実測立入検査結果一覧

	立入数	法排出基準違反	行政措置	備考
ばい煙	2 事業場	0 件	0 件	—
水銀	2 事業場	0 件	0 件	—

3 大気汚染防止法および静岡県生活環境の保全等に関する条例による施設数

(1) 大気汚染防止法による施設数

表-30 ばい煙発生施設（令和6年3月31日現在）

番号	施設名	施設数	事業場数
1	ボイラー	513	125
5	金属溶解炉	13	5
6	加熱炉（金属の鍛造等用）	21	2
9	焼成炉、熔融炉（窯業製品用）	4	2
10	反応炉、直火炉（無機化学製品製造業等用）	4	2
11	乾燥炉	52	23
13	廃棄物焼却炉	27	22
19	塩素、塩化水素反応施設等（化学製品製造業用）	3	2
29	ガスタービン	31	15
30	ディーゼル機関	28	21
31	ガス機関	14	7
合 計		710	226
事業場数の合計（重複を除く）			159

表-31 一般粉じん発生施設（令和6年3月31日現在）

番号	施設名	施設数	事業場数
2	鉱物または土石の堆積場	38	32
3	ベルトコンベアおよびバケットコンベア	19	9
4	破碎機および摩砕機	14	10
5	ふるい	4	3
合 計		75	54
事業場数の合計（重複を除く）			47

表-32 揮発性有機化合物発生施設（令和6年3月31日現在）

番号	施 設 名	施設数	事業場数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させる為のものに限る。）	7	3
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装にかかるものを除く。）	1	1
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	7	5
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	1	1
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く。）	8	2
合 計		24	12
事業場数の合計（重複を除く）			10

表-33 水銀排出施設（令和6年3月31日現在）

番号	施 設 名	施設数	事業場数
1	小型石炭混焼ボイラー	4	4
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	1	1
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	28	20
合 計		33	25
事業場数の合計（重複を除く）			21

(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例による施設数

表-34 ばい煙発生施設（令和6年3月31日現在）

番号	施設名	施設数	事業場数
2	溶解炉および溶融メッキ施設（アルミニウムまたはアルミニウム合金）	13	2
合 計（事業場数は重複を除く）		13	2

表-35 一般粉じん発生施設（令和6年3月31日現在）

番号	施設名	施設数	事業場数
1	破碎機・摩砕機（鉱物岩石セメント用）	19	12
2	ふるい（鉱物岩石セメント用）	1	1
3	堆積場（木材チップまたは木粉）	10	6
4	ベルトコンベアおよびバケットコンベア	22	4
5	風送施設（木材チップ用）	21	3
7	消化施設（石灰製品製造用）	6	3
8	打綿機	24	18
9	乾式研磨施設	3	2
10	帯のこ盤・丸のこ盤・かんな盤（木材加工用）	147	47
11	吹き付け塗装施設	70	56
合 計（事業場数は重複を除く）		324	153

4 石綿（アスベスト）飛散防止対策

（１）石綿とは

石綿は天然に産出される鉱物繊維で、蛇紋石系^{じやもんせき}のクリソタイルと角閃石系^{かくせんせき}のアモサイトなどがあります。優れた耐火性、保温性、絶縁性等から、かつては建設資材や電気製品、自動車など、幅広い用途で使用されてきました。

しかし、昭和中期より石綿の長期的ばく露による健康への影響が強く指摘され、石綿を使用する労働者や一般市民を保護することを目的として、段階的に規制が広げられていきました。平成 24 年以降は、試験研究などのごく一部の用途を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されています。

石綿の長期的ばく露を原因とした疾病としては、肺がんや悪性中皮腫が代表的です。特に悪性中皮腫は、石綿ばく露から 30～50 年の潜伏期間を経て発症し、その大半が発症後数年で死亡に至ることから、ばく露に対する予防の重要性が指摘されています。

現在でも石綿が使用された建築物は相当数存在すると考えられており、これらの改修や解体のために作業する際には、使用された石綿の危険度に応じた飛散防止対策が必須のものとなっています。表-36、表-37 は、特にばく露の危険性が高いとされる吹付け石綿等について、概ねの使用期間、使用箇所を示したものです。一般に、使用時期が古いほど建材の石綿含有量が多い傾向にあり、鉄筋コンクリート（RC）造や鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造よりも、鉄骨（S）造の方が吹付け石綿の使用量が多いといわれています。

これら吹付け石綿をはじめとした石綿含有建材の除去・封じ込め等にあたっては、これまでも飛散危険度に応じ、大気汚染防止法による届出や飛散防止処置が義務付けられていましたが、令和 3 年 4 月 1 日よりさらに段階的に規制が強化され、対象建材の拡大、事前調査方法の法定化、作業記録の作成・保存の義務化、罰則強化等が行われています。

また、令和 4 年 4 月 1 日からは、一定規模以上の改修・解体等工事における事前調査結果について行政への報告が義務付けされ、令和 5 年 10 月 1 日からは、建築物に係る事前調査を行うことができる者が有資格者に限定されるなど、規制の強化が続いています。

表-36 吹付け石綿等が使用された、概ねの期間

吹 付 け 剤 の 種 類	石綿含有量等		使用期間					
			昭和 30	40	45	50	55	60
吹 付 け 石 綿	吸音・結露防止用 (対重量石綿含有率：約 70%)					→		
	耐火被覆用 (対重量石綿含有率：約 60%)					→		
石 綿 含 有 吹付けロックウール	対重量石綿含有率：30%以下					→		
	対重量石綿含有率： 5%以下	通則認定					→	
		個別認定						→

表-37 吹付け石綿の使用箇所（代表的なもの）

建 築 物 の 構 造	使 用 箇 所
鉄骨（S）造	鉄骨の梁、柱、鉄板床 空調機械室 ボイラー室や昇降機などの機械室
鉄筋コンクリート（RC）造 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造	空調機械室 ボイラー室や昇降機などの機械室 駐車場の天井、壁

（２）発生源対策

①建設・建築関連の特定粉じん（石綿）作業の状況（令和５年度）

特定粉じん排出等作業については、石綿の飛散防止を目的とした作業状況の確認のため、届出の内容（石綿使用面積、施工方法等）と過去の施工実績を踏まえて判断し、飛散の危険性が比較的高い作業現場を中心に、立入検査を随時行っています（表-38）。

なお、立入後についても、作業完了報告書の提出を求めており、実際の作業が届出の計画に沿ったものであったかどうか、排出された廃棄物が適切に処分場まで搬出されたか等の確認を行っています。

このほか、（石綿）事前調査結果報告の対象となった作業現場に対して抽出による立入検査を行い、指摘事項のあった施工者へは適切な報告を確実に行うよう促しました（表-39）。

表-38 特定粉じん排出等作業実施届出・立入検査の状況（令和５年度）

作 業 種 類	処 理 方 法	作 業 件 数	立 入 件 数	指 摘 有 り	行 政 措 置
解 体 作 業	除 去	1	1	0	0
保 温 材 等 の 除 去	除 去	5	1	0	0
特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体工事	解 体	0	0	0	0
改 造 ・ 補 修 作 業	除 去	6	1	0	0
	封 じ 込 め	1	0	0	0
	囲 い 込 み	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
合 計		13	3	0	0

表-39 （石綿）事前調査結果報告・立入検査の状況（令和5年度）

届 出 の 種 別	報 告 件 数	立 入 件 数	指 摘 あ り	行 政 措 置 等
電 子 申 請	1,380	21	14	0
書 面 申 請	0	—	—	—
合 計	1,380	21	14	0

②特定粉じん（石綿）発生施設の状況

市内の特定粉じん発生施設は、平成16年度をもって全て廃止されており、以降の設置はありません。



特定粉じん排出等作業立入検査の様子（防護服着用）

